

**昭 和 町**  
**第 6 期 障 が い 福 祉 計 画**  
**第 2 期 障 が い 児 福 祉 計 画**

**昭 和 町**  
**令 和 3 年 3 月**



# もくじ

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の方法	3
5 障がいのある人を取り巻く各種制度の変化の主なポイント	4
第2章 障がい者を取り巻く現状	5
1 統計データからみた障がいのある人の現状	5
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 計画の基本理念	16
2 障害福祉サービスの基盤整備にあたっての基本的な考え方	17
3 障がい福祉サービス等の体系	19
4 成果目標	20
第4章 サービス量の見込みと確保の方策	25
1 指定障がい福祉サービス	25
2 地域生活支援事業	45
3 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス	54
第5章 計画の推進に向けて	59
1 計画の推進体制の整備	60
資料編	61



# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化が日本の社会問題として挙がるようになってから、30年以上が経過しました。その進行スピードは世界に類をみない速さであり、日本が長寿大国として知られるようになった反面、その急激な進行に対応することが難しくなっています。総務省 統計局の人口推計によると、令和元年10月1日時点の15歳未満人口割合は12.06%、15～64歳人口割合は59.50%、65歳以上人口割合は28.44%であり、高齢者の割合は子どもの2倍以上となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所によると、64歳未満人口割合の低下、65歳以上人口割合の上昇は今後も継続すると見込まれており、少子高齢化が国民の生活に与える影響は益々大きくなると予想されます。

この少子高齢化による影響の1つに、福祉ニーズ（需要）と福祉人材（供給）のバランスがあります。高齢者が増加したことで、加齢による身体機能や認知機能の低下を理由に日常生活に介護・介助が必要な高齢者も増加しました。一方で、若い世代が減少していることや、福祉業界の処遇問題等を背景に、福祉人材は慢性的な人手不足となっています。

この問題は、障がい福祉の分野でも同様で、高齢化が進行したことで、身体障がいのある高齢者が増加傾向にあります。また、障がいへの理解の高まりから、若い世代でも知的障がい・精神障がいのある人が増加傾向にあり、障がいのある人は全体的に増加しています。そして、障がい福祉に関わる人材も例に漏れず、余裕のある人材は確保できていません。

このような現状や今後さらに厳しくなる状況を踏まえ、障がいのある人一人ひとりの意思を尊重し、その生活を支えることを目的に、国は段階的に障がい者施策に取り組んできました。平成18年には障害者自立支援法を施行し、身体障がい・知的障がい・精神障がいにおける格差のない障がい福祉サービスの提供を開始しました。その後、この法律は障害者総合支援法へと変更され、障がいのある人を総合的に支援し、共生する社会の実現を目指すことが理念に盛り込まれました。また、この他にも障がいのある人の雇用や差別解消、虐待防止等に関する法律が施行・改正される等、障がいのある人を取り巻く環境は少しずつ改善しています。

一方で、障がい福祉をはじめとする福祉人材の確保に向けた施策として、処遇改善や外国人材の受け入れ等を行っているものの、状況を大きく変えるほどの効果はみられていません。若い世代そのものが少ないことに加え、身体的・精神的な負担や就労環境、賃金等に関するイメージが良くないことも背景にあると考えられます。

引き続きこのような状況が継続するとなると、いつか需要と供給のバランスが崩れる日がやってきます。福祉人材の早急な確保が喫緊の課題であることは間違いありませんが、現在の状況をみると一気に事態が好転することは期待できません。今後も障がいのある人が必要なサービスを利用できる環境を維持するためには、サービス必要量を適正に推計し、それに対応するためのサービス量を計画的に確保することが必要となります。

これまで本町では、定期的に見直しをしている障がい者計画や障がい福祉計画、平成30年3月に新たに策定した障がい児福祉計画に沿って、町の障がい者施策を進めてきました。今般、「第5期昭和町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」が最終年度となり、見直しの時期を迎えました。そこで、現在の社会情勢等を踏まえ、令和3年度から3年間の障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量を見込み、サービス量を計画的に確保するための「昭和町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を新たに策定することといたしました。

## 2 計画の性格・位置づけ

本計画は、市町村障がい福祉計画と市町村障がい児福祉計画を一体的に策定したものです。

市町村障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に策定が義務付けられているものであり、障がい福祉サービスの必要量を見込み、それを計画的に確保するための計画です。また、市町村障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に策定が義務付けられているものであり、障がい児福祉サービスの必要量を見込み、それを計画的に確保するための計画です。

本計画の関連計画にあたる市町村障がい者計画は、市町村における障がい者施策についての方向性を定めるものです。また、市町村障がい福祉計画と市町村障がい児福祉計画は、この市町村障がい者計画の生活支援の項目に係る実施計画に類似する役割を担っています。

さらに、本計画は、国や県が示す指針等に準じたものであるとともに、町の最上位計画である「昭和町第6次総合計画」やその他関連計画とも整合を図ることで、方向性や施策に統一性や説得性をもたせています。

	第4次障がい者計画	第6期障がい福祉計画	第2期障がい児福祉計画
<b>根拠法令</b>	障害者基本法 第11条	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
<b>位置づけ</b>	障がいのある人のための 施策に関する基本的な 事項を定める計画	障がい福祉サービス等の 確保に関する計画	障がい児福祉サービス等 の確保に関する計画
<b>計画期間</b>	平成29年度～令和3年度 *自治体によって異なるが、 概ね5～10年程度	令和3年度～令和5年度 *3年を1期として策定	令和3年度～令和5年度 *3年を1期として策定
<b>計画に 定める事項</b>	①基本的な考え方 ②現状と問題点の把握 ③施策の体系化と相互連携 ④各種施策の課題と 具体的な方策	①障がい福祉サービスの 各年度の必要見込量 ②必要なサービス見込量 確保のための方策 ③地域生活支援事業の 実施に関する事項 ④その他提供体制の確保 に関する事項	①障がい児福祉サービスの 各年度の必要見込量 ②必要なサービス見込量 確保のための方策

昭和町 第6次総合計画

この計画に基づいて策定

昭和町 第3次地域福祉計画

この計画に基づいて策定

昭和町 第4次障がい者計画

昭和町 第6期障がい福祉計画・  
第2期障がい児福祉計画

整合

昭和町 第8次高齢者保健福祉計画・  
第7期介護保険事業計画  
第2期昭和町子ども・子育て支援事業計画  
等

### 3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画です。次期計画に向けた計画の見直しは、計画の最終年度である令和5年度を予定していますが、もし社会情勢の変化や関連する法制度の成立・改正等によって計画を見直す必要があると認められた場合には、計画の最終年度を待たずに見直しを行います。

また、本計画の関連計画にあたる第4次障がい者計画は、平成29年度から令和3年度までの5か年計画であるため、今回は見直しを行わず、令和3年度に見直しを行います。

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第4次障がい者計画 (平成29年度～令和3年度)					第5次障がい者計画 (令和4年度～令和8年度)				
第4期	第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)		第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)				

### 4 計画策定の方法

町民や有識者の意見を収集し、本計画に反映するため、下記の2つの方法を講じました。

#### (1) 厚生事業計画策定懇話会、障害福祉計画専門部会での検討

本計画は、福祉分野の関係者や有識者、町民代表等によって構成された厚生事業計画策定懇話会委員による審議・検討を経て策定されています。また、厚生事業計画策定懇話会委員のうち、障害福祉計画専門部会の委員によって、さらに細部の検討・調整等が行われました。

#### (2) パブリックコメントの実施

町民の意見を広く収集するため、計画の素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

実施期間：令和3年1月25日(月)～令和3年2月8日(月)

意見の提出方法：指定する場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メール

意見件数：1件

## 5 障がいのある人を取り巻く各種制度の変化の主なポイント

### (1) 「障害者虐待防止法」の施行

この法律は障がい者の尊厳を傷つける様々な虐待から障がい者を守り、養護者に対する必要な支援を行うことを目的としています。全国の市町村や都道府県に、障がい者に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置されました。平成24年10月施行。

### (2) 「障害者総合支援法」の施行

従来の障害者自立支援法に替わる法律として、平成25年4月1日に施行。これまで通り、障がい福祉サービスの提供などが行われるとともに、障がい者の範囲に難病等が加わり、さらに障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う等の地域生活支援事業が追加されました。平成26年4月1日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大が実施されました。

### (3) 「障害者差別解消法」の施行

この法律においては、国・地方自治体・事業者の障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮<sup>\*</sup>の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日施行。

<sup>\*</sup>障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取組みであり、実施に伴う負担が過重でないこと。

### (4) 「障害者権利条約」の批准

この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。

### (5) 「発達障害者支援法」の改正

自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」を10年ぶりに見直す改正法であり、社会的障壁によって日常生活が制限されている発達障がい者を早期発見し、乳幼児から成人期まで「切れ目ない支援」を受けられるようにするとともに、教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。また、発達障がい者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図ります。平成28年8月1日施行。

### (6) 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正

平成28年5月成立。障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。平成30年4月1日施行。

### (7) 「障害者雇用促進法」の改正

これまでも障がい者に対する差別の禁止などに向けた改正が行われてきましたが、この改正では障がい者の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等について盛り込まれました。また、障がい者の雇用に関する条件や基準に見合った民間企業に対して、特例給付金の支給や優良企業としての認定等ができる仕組みが創設されました。令和2年4月1日施行（一部は公布日等に施行）。

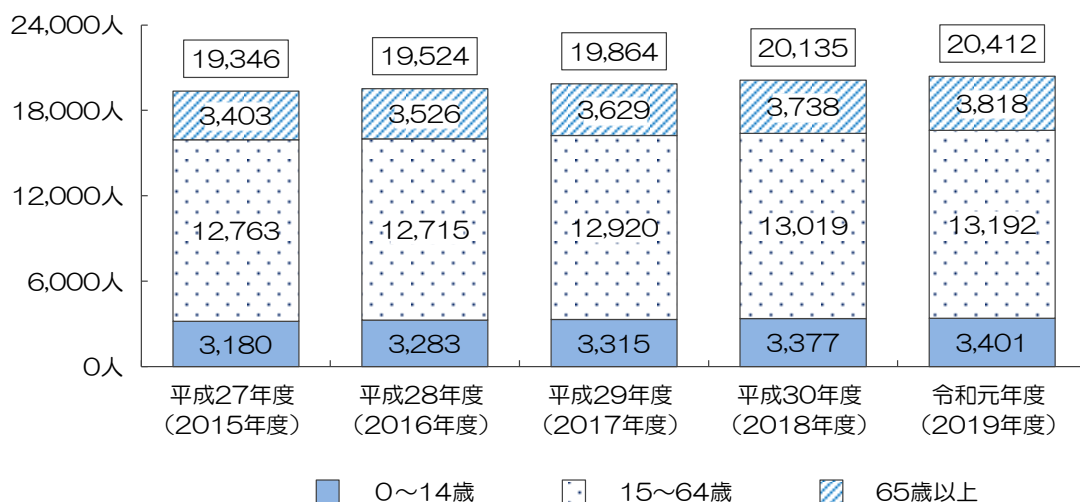


## 第2章 障がい者を取り巻く現状

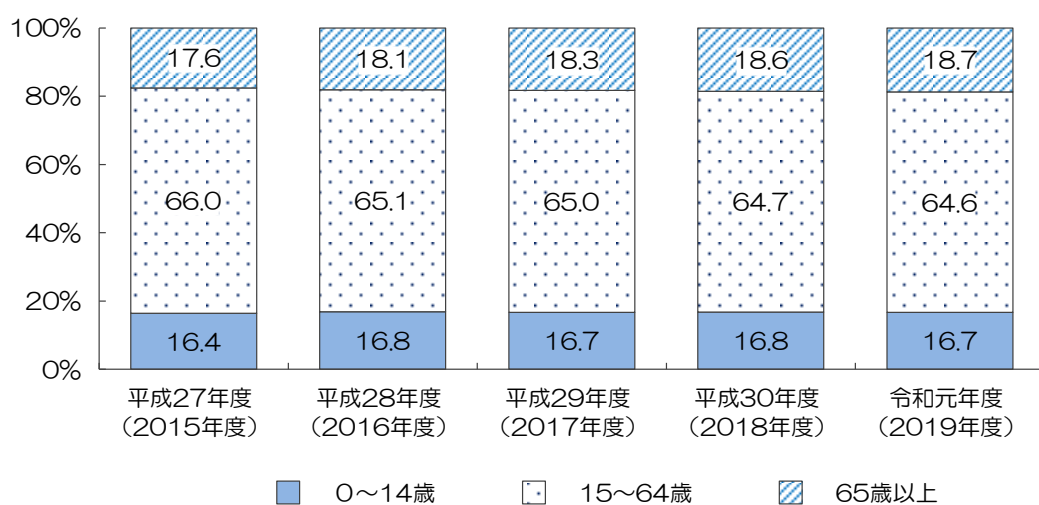
### 1 統計データからみた障がいのある人の現状

#### (1) 人口

##### ①総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度9月30日現在）

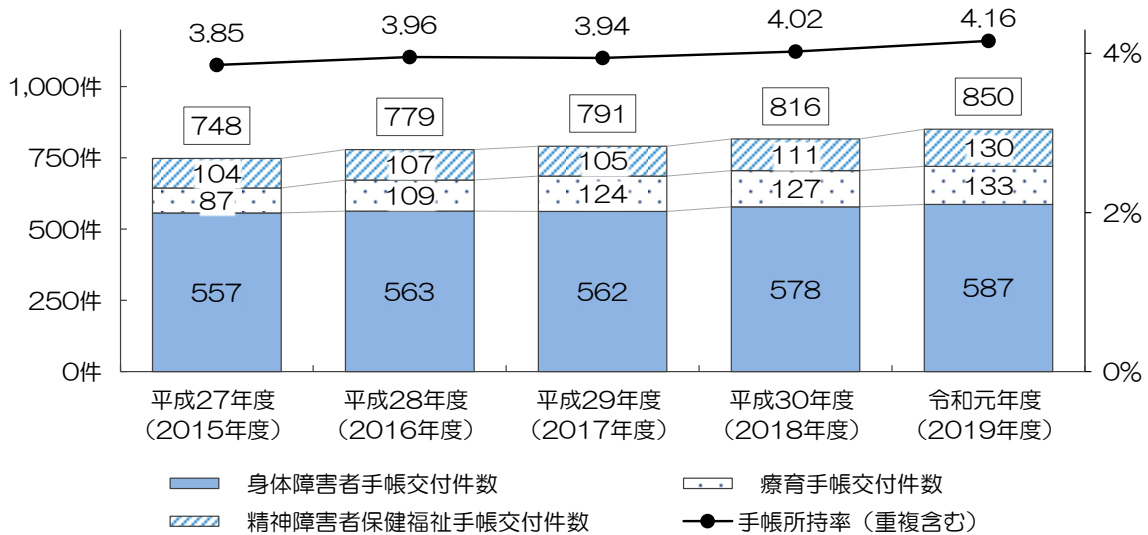


資料：住民基本台帳（各年度9月30日現在）

令和元年度の総人口は20,412人で、内訳は0~14歳が3,401人、15~64歳が13,192人、65歳以上が3,818人となっています。経年比較をみると、毎年170~340人程度の増加傾向にあります。また、年齢3区分別人口の割合の経年比較をみると、横ばいで推移しています。

## (2) 障がいのある人の推移

### ①手帳の種類別手帳交付件数・所持率の推移

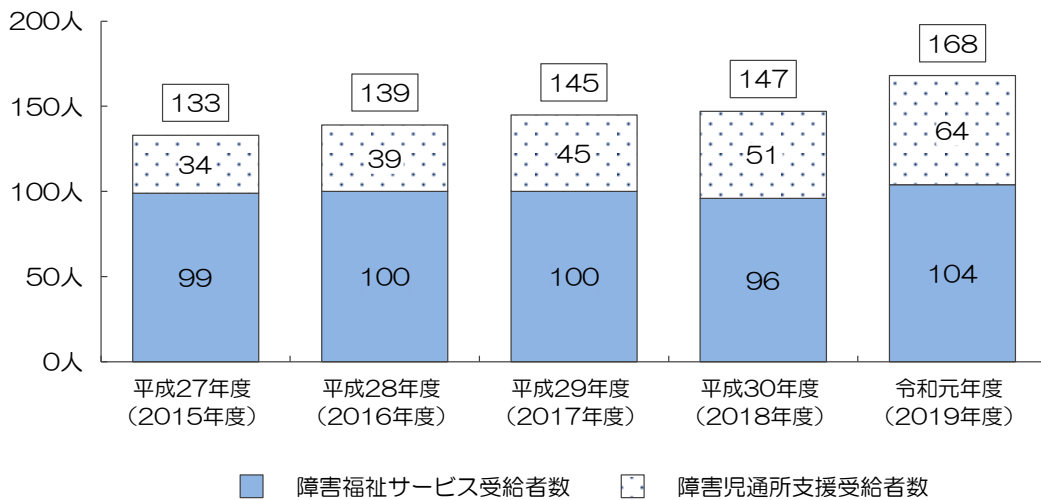


資料：福祉介護課（各年度末現在）

令和元年度末の障害者手帳の交付件数は、3つの障がい種別を合わせると850件で、内訳は身体障害者手帳交付件数が587件、療育手帳交付件数が133件、精神障害者保健福祉手帳交付件数が130件となっています。

経年比較をみると、手帳の種類にかかわらず、年々増加傾向となっており、特に療育手帳交付件数の増加が目立ちます。また、総人口に対する障害者手帳所持率も増加傾向で、令和元年度では4.16%と、平成27年度よりも0.31ポイント増加しています。

### ②障がい福祉サービス等受給者数の推移



資料：福祉介護課（各年度末現在）

令和元年度末の障がい福祉サービス等受給者数は、障がい福祉サービスが104人、障害児通所支援が64人となっています。

経年比較をみると、令和元年度に障害児通所支援が13人増加しています。

## ③障害種別・障害支援区分別支給決定者数の推移

身体障害者手帳 所持者		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
障害支援区分	合計	26	28	28	25	28
	区分なし	4	5	5	3	6
	区分 1	0	0	0	0	0
	区分 2	1	3	3	4	2
	区分 3	4	4	4	3	3
	区分 4	3	3	4	2	3
	区分 5	2	3	2	3	5
区分 6	12	10	10	10	9	
療育手帳 所持者		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
障害支援区分	合計	49	49	51	50	52
	区分なし	19	18	18	14	17
	区分 1	0	0	0	0	0
	区分 2	4	3	3	4	3
	区分 3	3	6	5	8	5
	区分 4	10	9	11	10	13
	区分 5	8	8	9	9	9
区分 6	5	5	5	5	5	
精神障害者保健福祉手帳 所持者		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
障害支援区分	合計	24	23	21	21	24
	区分なし	12	10	9	9	14
	区分 1	1	2	1	1	0
	区分 2	7	7	7	5	4
	区分 3	3	3	3	5	5
	区分 4	1	1	0	0	0
	区分 5	0	0	1	1	1
区分 6	0	0	0	0	0	

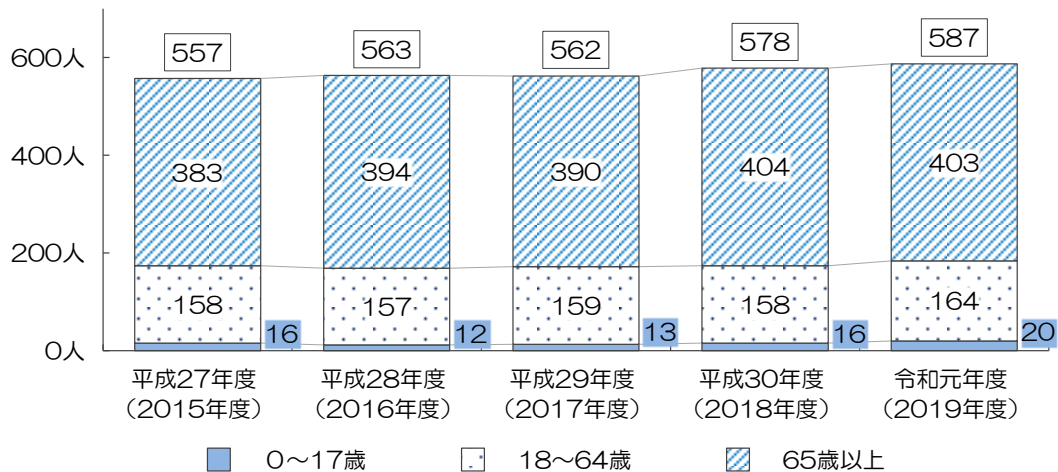
資料：福祉介護課（各年度末現在）

令和元年度末の障害種別・障害支援区分別支給決定者数は、身体障害者手帳所持者が 28 人、療育手帳所持者が 52 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 24 人となっています。身体障害者手帳所持者は区分なし・区分 5～6、療育手帳所持者は区分なし・区分 4、精神障害者保健福祉手帳所持者は区分なしが多くなっています。

経年比較をみると、年度によって数人の差はみられるものの、大きな差異はみられません。

### (3) 身体障がいのある方

#### ①年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

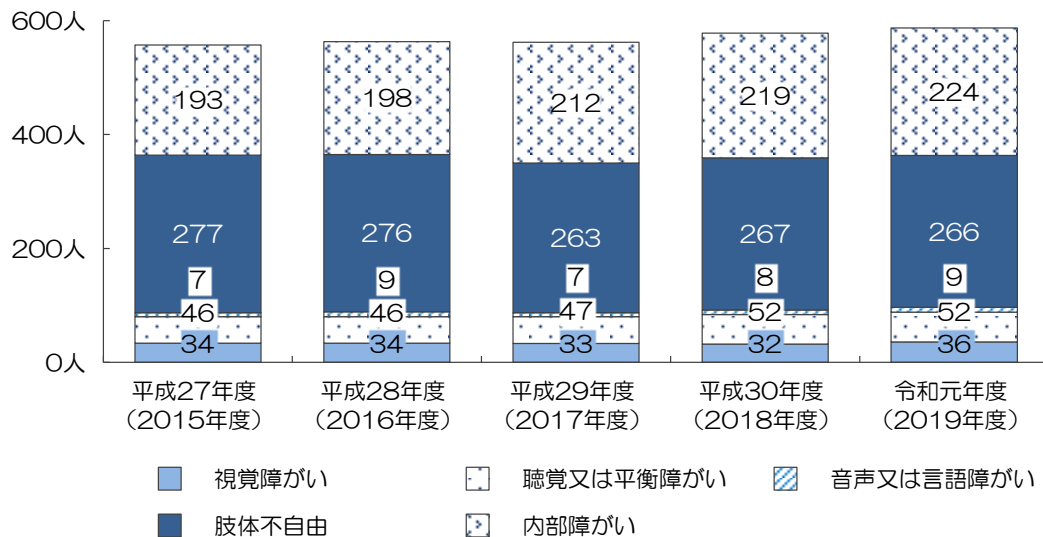


資料：福祉介護課（各年度末現在）

令和元年度の年齢別身体障害者手帳所持者は、0～17歳が20人、18～64歳が164人、65歳以上が403人と、65歳以上が大半を占めています。

経年比較をみると、0～17歳・18～64歳は横ばい、65歳以上は増加傾向にあります。

#### ②障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉介護課（各年度末現在）

令和元年度の障がい種別身体障害者手帳所持者は、視覚障がい36人、聴覚または平衡障がい52人、音声または言語障がい9人、肢体不自由が266人、内部障がい224人と、肢体不自由・内部障がい大半を占めています。

経年比較をみると、内部障がいは増加傾向、肢体不自由は減少傾向にあります。

## ③障がい種別・等級別身体障害者手帳所持者数（令和元年度）

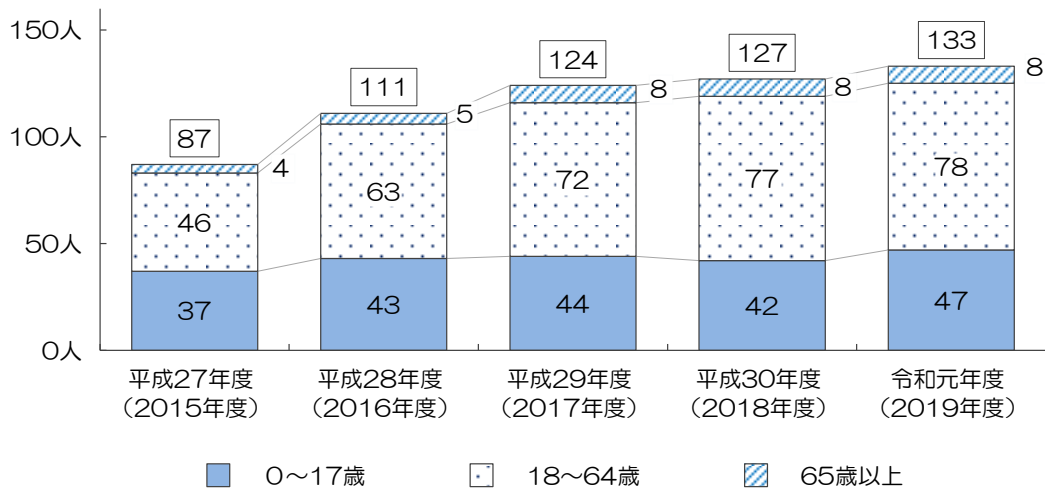
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	13	11	1	2	8	1	36
聴覚または平衡障がい	1	11	11	6	0	23	52
音声または言語障がい	1	0	6	2	0	0	9
肢体不自由	59	48	46	68	23	22	266
内部障がい	121	5	36	62	0	0	224
合計	195	75	100	140	31	46	587

資料：福祉介護課（令和元年度末現在）

令和元年度の障がい種別・等級別身体障害者手帳所持者は、1級において内部障がい者が121人と多くなっています。また、1級～4級において肢体不自由が多くなっています。

(4) 知的障がいのある方

①年齢別療育手帳所持者数の推移

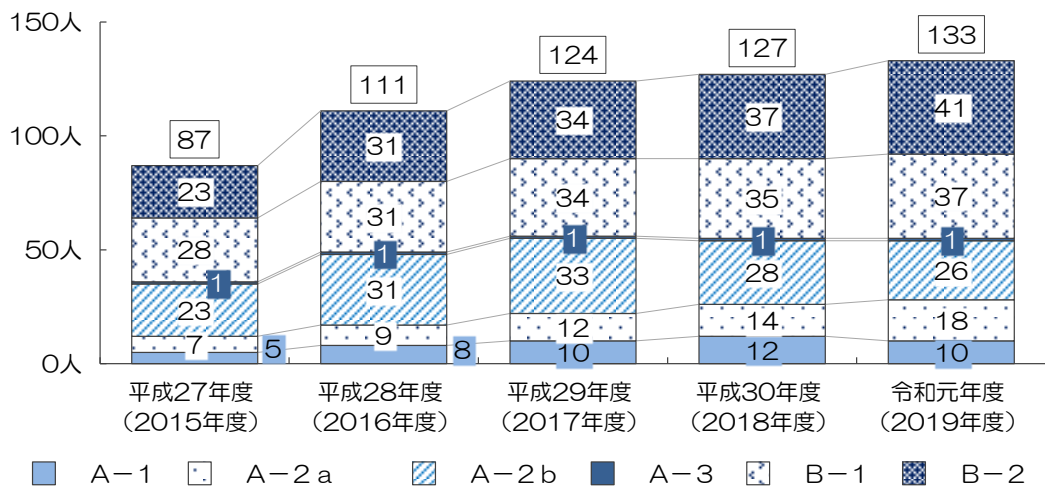


資料：福祉介護課（各年度末現在）

令和元年度の年齢別療育手帳所持者は、0～17歳が47人、18～64歳が78人、65歳以上で8人と、65歳以上で少なくなっています。

経年比較をみると、0～17歳・18～64歳で増加傾向にあり、特に18～64歳の増加が目立ちます。

②程度別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉介護課（各年度末現在）

令和元年度の程度別療育手帳所持者は、B-2が41人と最も多く、次いでB-1が37人、A-2 bが26人などとなっています。

経年比較をみると、A-2 a・B-2で増加傾向がみられます。

## ③年齢別・程度別療育手帳所持者数（令和元年度）

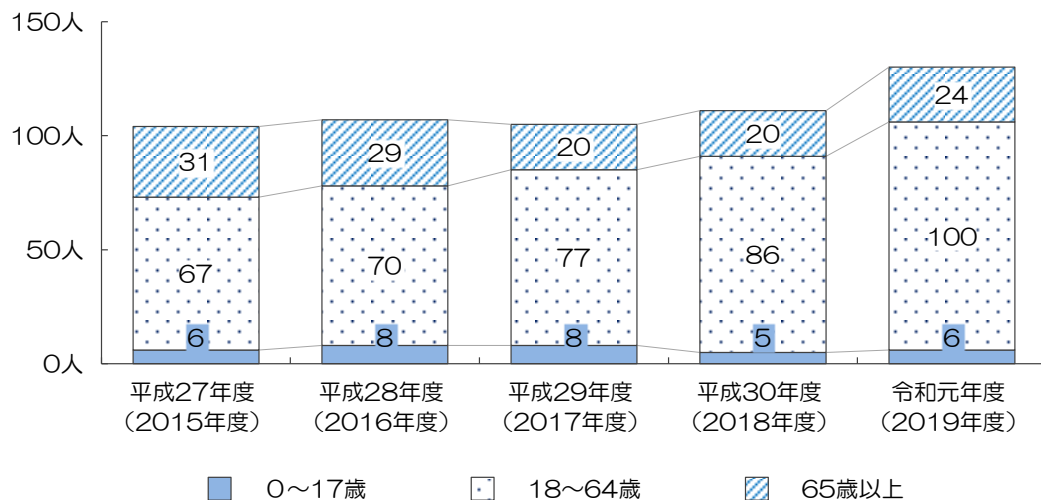
	A-1	A-2 a	A-2 b	A-3	B-1	B-2	合 計
0～17 歳	5	8	4	0	11	19	47
18～64 歳	5	10	16	1	25	21	78
65 歳以上	0	0	6	0	1	1	8
合 計	10	18	26	1	37	41	133

資料：福祉介護課（令和元年度末現在）

令和元年度の年齢別・程度別療育手帳所持者は、18～64 歳においてA-2 b、B-1、B-2が多くなっています。また、0～17 歳はB-2が最も多いのに対し、18～64 歳はB-1が最も多くなっています。

(5) 精神障がいのある方

①年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

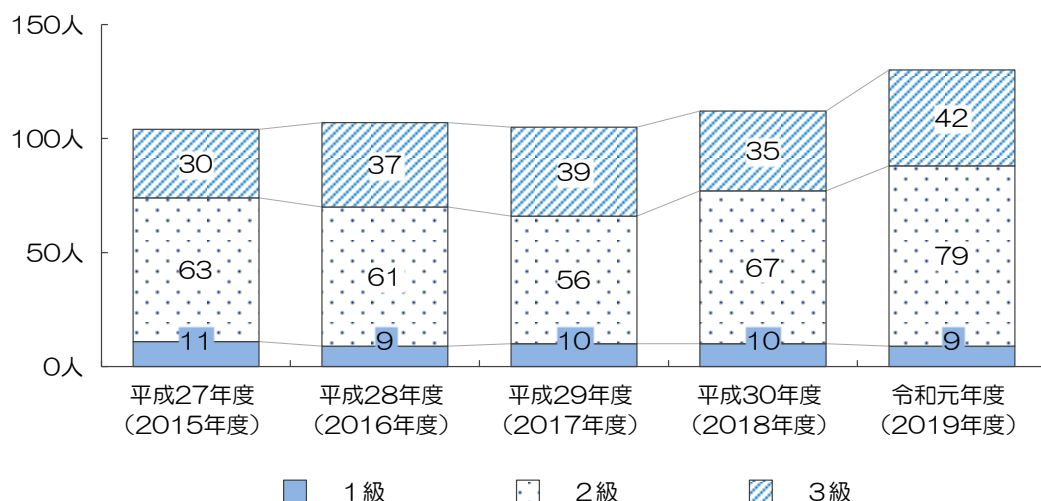


資料：福祉介護課（各年度末現在）

令和元年度の年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者は、0～17歳が6人、18～64歳が100人、65歳以上で24人と、18～64歳で多くなっています。

経年比較をみると、18～64歳が増加傾向にあり、65歳以上は一旦減少したものの、再度増加に転じています。

②等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉介護課（各年度末現在）

令和元年度の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級が9人、2級が79人、3級が42人と、2級が多くなっています。

経年比較をみると、平成29年度までは1級は横ばい、2級は減少、3級は増加傾向にあったものの、平成30年度以降、2級も増加傾向にあります。



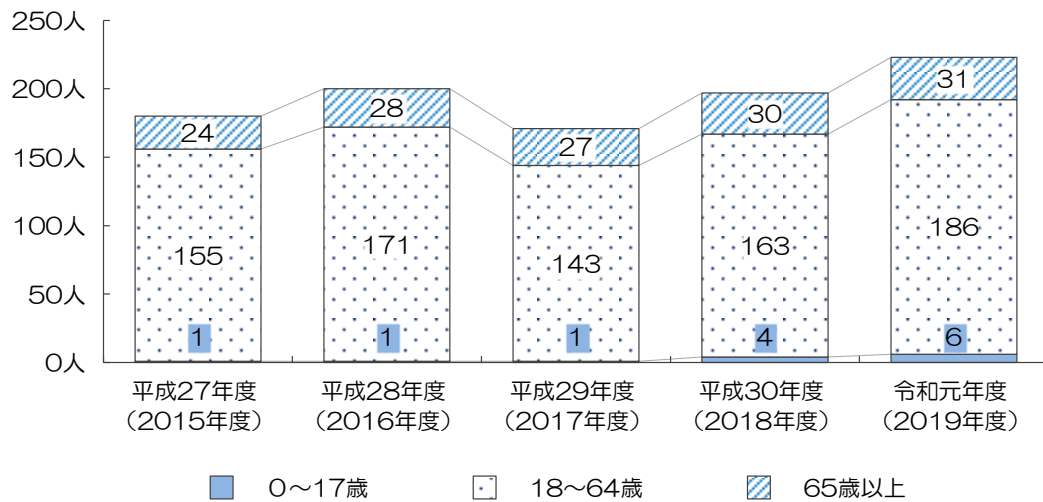
③年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和元年度）

	1級	2級	3級	合計
0～17歳	0	1	5	6
18～64歳	2	63	35	100
65歳以上	7	15	2	24
合計	9	79	42	130

資料：福祉介護課（令和元年度末現在）

令和元年度の年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者は、0～17歳において3級、18～64歳・65歳以上において2級が最も多くなっています。また、人数は少ないものの、1級は7割以上が65歳以上となっています。

④通院医療費公費負担医療利用者数の推移



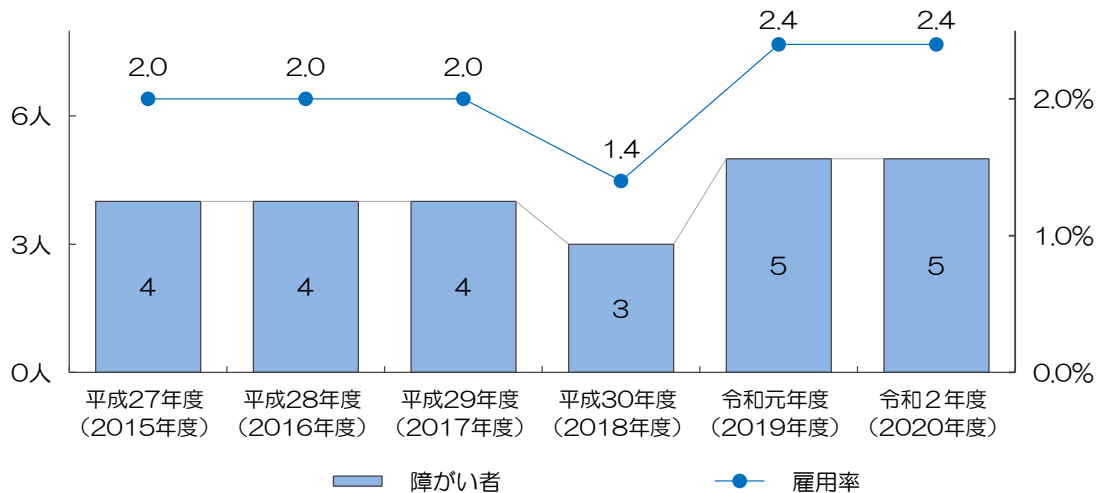
資料：福祉介護課（各年度末現在）

令和元年度の通院医療費公費負担医療利用者数は、0～17歳が6人、18～64歳が186人、65歳以上が31人と、18～64歳が多くなっています。

経年比較をみると、平成29年度に18～64歳が減少したものの、その後増加に転じています。また、平成30年度以降、65歳以上が微増傾向にあります。

## (6) 就労・就学

### ①町職員としての障がいのある方の雇用の推移

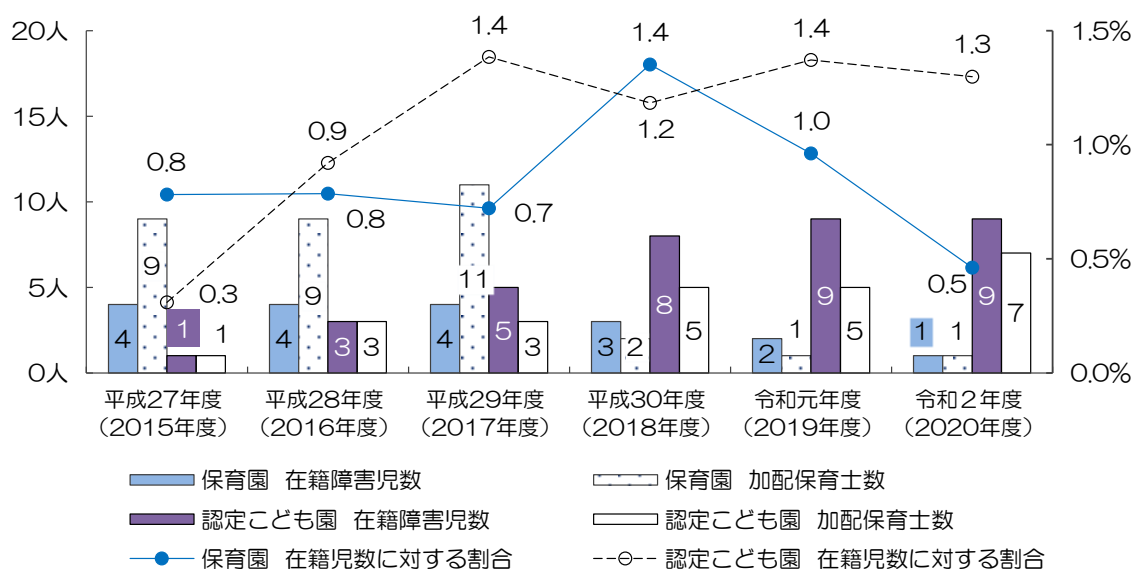


資料：障害者任免状況通知書（各年度6月1日現在）

令和2年度の町職員としての障がいのある方の雇用は、身体障がいのある方が5人、雇用率が2.4%となっています。

経年比較をみると、平成30年度に1人減少したものの、その後は2人増加し、雇用率も回復しています。

### ②保育園・認定こども園における障がいのある子どもの割合の推移

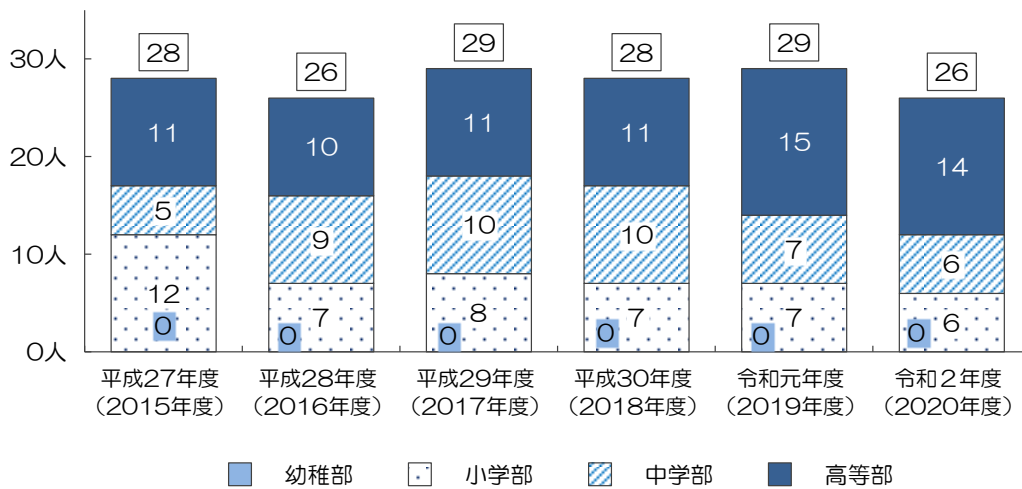


資料：福祉介護課（各年度4月1日現在）

令和2年度の保育園・認定こども園における障がいのある子ども割合は、保育園が0.5%、認定こども園が1.3%となっています。

経年比較をみると、保育園は増減しながらも減少傾向、認定こども園は増減しながらも概ね増加傾向となっており、保育園と認定こども園で逆の傾向がみられます。

③特別支援学校における児童・生徒数の推移

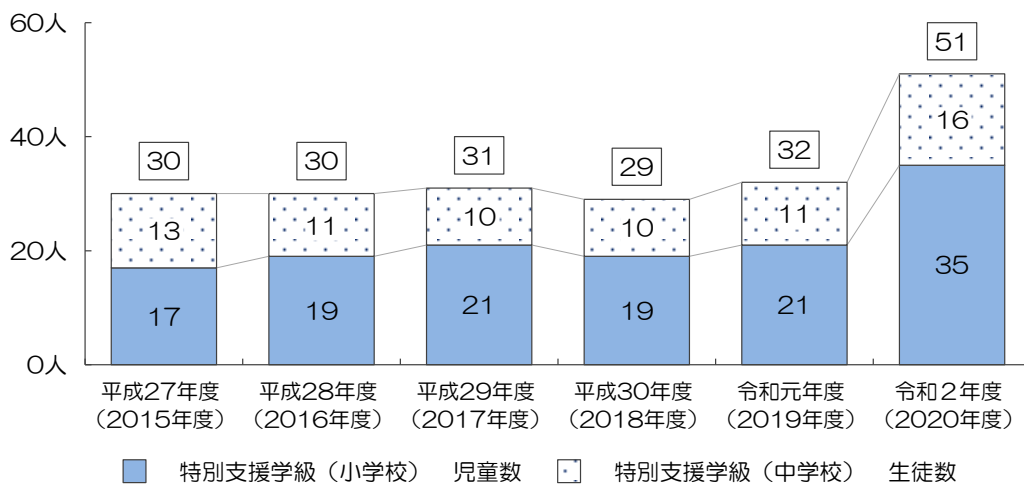


資料：各学校（各年度5月1日現在）  
\*山梨大学附属特別支援学校の児童生徒数も含む。

令和2年度の特別支援学校における児童・生徒数は26人で、内訳は小学部が6人、中学部が6人、高等部が14人となっています。

経年比較をみると、増減はあるものの、26人から29人で推移しており、中学部は減少傾向ですが、高等部は令和元年度、令和2年度と、半数以上を占めています。

④小学校・中学校における特別支援学級の児童・生徒数の推移



資料：学校教育課（各年度4月1日現在）

令和2年度の特別支援学級の児童・生徒は51人で、内訳は児童（小学校）が35人、生徒（中学校）が16人となっています。

経年比較をみると、令和元年度まではほぼ同じ水準で推移していたものの、令和2年度に増加に転じていることがわかります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、障害者基本法に基づき、関連計画の位置づけとして策定している「昭和町第4次障がい者計画（平成29年度～令和3年度）」との整合性をとるため、当該計画の基本理念を踏襲し、“互いに手をとりあい 自立と社会参加を支える 幸せのまち”とします。

**互いに手をとりあい  
自立と社会参加を支える 幸せのまち**

また、国が提示した第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本指針では、新たに“障害福祉人材の確保”と“障害者の社会参加を支える取組”が追加され、以下の7項目が計画策定における基本的理念となっているため、これらの視点を持って、取り組んでいきます。

#### <国の基本指針による基本的理念>

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 【新規】障害福祉人材の確保
- 7 【新規】障害者の社会参加を支える取組

## 2 障がい福祉サービスの基盤整備にあたっての基本的な考え方

サービスの提供体制の確保にあたっては、国の方針では、《 障がい福祉サービスの提供体制 》に関して7項目、《 相談支援の提供体制 》に関して4項目、《 障がい児支援の提供体制 》に関して4項目を掲げています。

本町の人口規模や整備基盤状況を鑑み、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等を重点的な視点とし、町、事業者及びその他の関係者が協働でサービスの提供ができるよう進めます。

### 《 障がい福祉サービスの提供体制 》

#### (1) 必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の充実を図ります。

#### (2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。

#### (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また、各関係機関の連携のもと、地域生活支援機能を担う体制の整備を図ります。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

### 《 相談支援の提供体制 》

#### (5) 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい特性に合わせた障がい福祉サービスの提供体制の確保はもちろんのこと、これらのサービスの適切な利用を支援、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が必要です。そのために、サービスの支給決定前に利用計画の作成とともに、様々な相談自体にも対応できる体制整備を進めます。

### 《 障がい児支援の提供体制 》

#### (6) 障がい児支援体制の整備

障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の整備を進めます。

<参考：国の提供体制の確保に関する基本的考え方>

《 障がい福祉サービスの提供体制 》

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 【新規】強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- 7 【新規】依存症対策の推進

《 相談支援の提供体制 》

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

《 障がい児支援の提供体制 》

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

### 3 障がい福祉サービス等の体系

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、本町の状況に応じた障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業 及び 障がい児支援が適切に提供されるよう、下記のとおり事業等を実施してまいります。

#### 【障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系】

指定障がい福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障がい者等包括支援	地域生活支援事業	必須事業	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④-1 成年後見制度利用支援事業 ④-2 成年後見制度法人後見支援事業 ⑤ 意思疎通支援事業 ⑥ 日常生活用具給付等事業 ⑦ 手話奉仕員養成研修事業 ⑧ 移動支援事業 ⑨ 地域活動支援センター事業	
	日中活動系サービス	① 生活介護 ② 自立訓練（機能訓練） ③ 自立訓練（生活訓練） ④ 就労移行支援 ⑤ 就労継続支援（A型） ⑥ 就労継続支援（B型） ⑦ 就労定着支援 ⑧ 療養介護 ⑨ 短期入所（福祉型） ⑩ 短期入所（医療型）			任意事業	① 更生訓練費等給付事業 ② 訪問入浴サービス事業 ③ 施設入所者就職支度金給付事業 ④ 声の広報発行事業 ⑤ 日中一時支援事業 ⑥ 自動車運転免許取得費・改造費助成事業 ⑦ 障がい者情報バリアフリー化支援事業
	サービス 居住系	① 自立生活援助 ② 共同生活援助（グループホーム） ③ 施設入所支援				
相談支援	① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援					

#### 【児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの体系】

障がい児相談支援 （障害児通所支援・障がい児支援）	① 児童発達支援 ② 医療型児童発達支援 ③ 放課後等デイサービス ④ 保育所等訪問支援 ⑤ 居宅訪問型児童発達支援 ⑥ 障がい児相談支援
------------------------------	--

## 4 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等の対応をする必要があります。国の基本指針に即し、第5期計画の進捗状況を踏まえ、以下に掲げる6項目について、それぞれ令和5年度を目標年度とする成果目標を設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

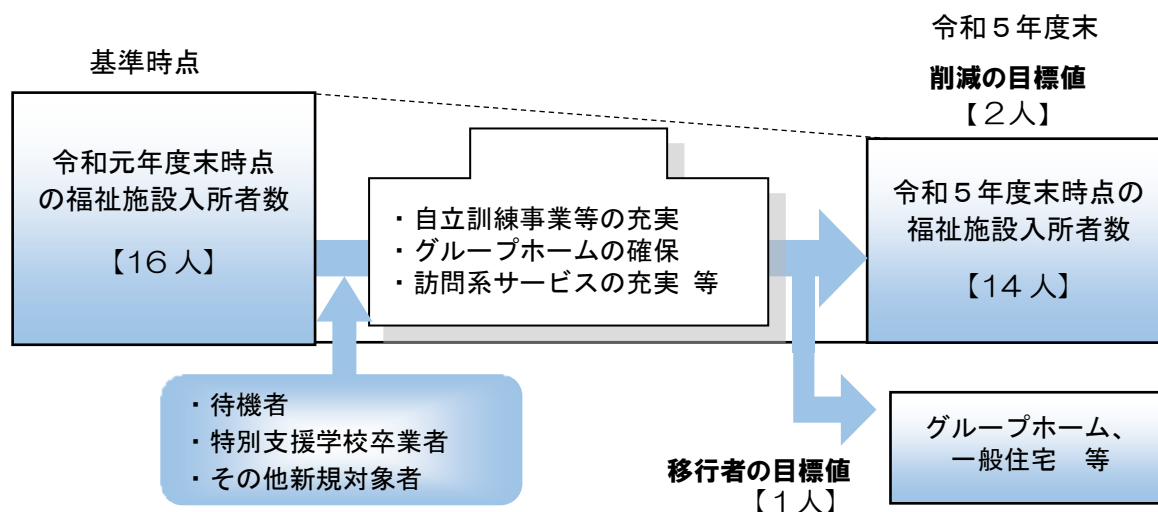
福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

#### 【第6期計画の成果目標の設定】

<b>【国の基本指針】</b>	
○施設入所者の地域移行：	令和元年度末時点の施設入所者の <b>6%以上</b> を地域生活へ移行
○施設入所者数の削減：	令和元年度末時点の施設入所者の <b>1.6%以上</b> を削減

項目	第6期目標値	考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)	16人	令和元年度末時点の入所者
目標年度入所者数 (B)	14人	令和5年度末時点の入所者数の見込み
<b>【目標値】 地域生活移行人数 (C)</b>	1人	令和元年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	6.2%	移行割合 (C/A)
<b>【目標値】 削減見込み人数</b>	2人	令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)
	12.5%	削減割合 (A-B/A)

#### 【施設入所者の地域生活移行者数の目標数値 イメージ】





(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備については、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

**【第6期計画の成果目標の設定】**

<b>【国の基本指針】</b>		
○地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。		

項目	第6期目標値	考え方
<b>【目標値】設置箇所数</b>	1箇所	昭和町単独で設置済み
<b>【目標値】機能検証の実施回数</b>	12回	年に1回以上の運用状況の検証・検討を実施

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

**【第6期計画の成果目標の設定】**

<b>【国の基本指針】</b>		
○福祉施設から一般就労への移行：令和元年度実績の <b>1.27倍以上</b> うち 就労移行支援事業を通じた移行者数： <b>1.30倍以上</b> 就労継続支援A型を通じた移行者数： <b>1.26倍以上</b> 就労継続支援B型を通じた移行者数： <b>1.23倍以上</b>		
○就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、 <b>7割以上</b> が利用する		
○就労定着率8割以上の就労定着支援事業所： <b>7割以上</b> とする		

**ア) 就労移行支援事業等\*を通じて一般就労に移行する者**

項目	第6期目標値	考え方
令和元年度末時点の年間移行者数	0人	令和元年度の移行実績
<b>【目標値】令和5年度末時点の年間移行者数</b>	3人	令和元年度の移行実績の1.27倍以上

\* 就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ) うち就労移行支援事業を通じた移行者数

項目	第6期 目標値	考え方
令和元年度末時点の年間移行者数	0人	令和元年度の移行実績
<b>【目標値】令和5年度末時点 の年間移行者数</b>	1人	令和元年度の移行実績の1.30倍以上

ウ) うち就労継続支援A型を通じた移行者数

項目	第6期 目標値	考え方
令和元年度末時点の年間移行者数	0人	令和元年度の移行実績
<b>【目標値】令和5年度末時点 の年間移行者数</b>	1人	令和元年度の移行実績の1.26倍以上

エ) 就労継続支援B型を通じた移行者数

項目	第6期 目標値	考え方
令和元年度末時点の年間移行者数	0人	令和元年度の移行実績
<b>【目標値】令和5年度末時点 の年間移行者数</b>	1人	令和元年度の移行実績の1.23倍以上

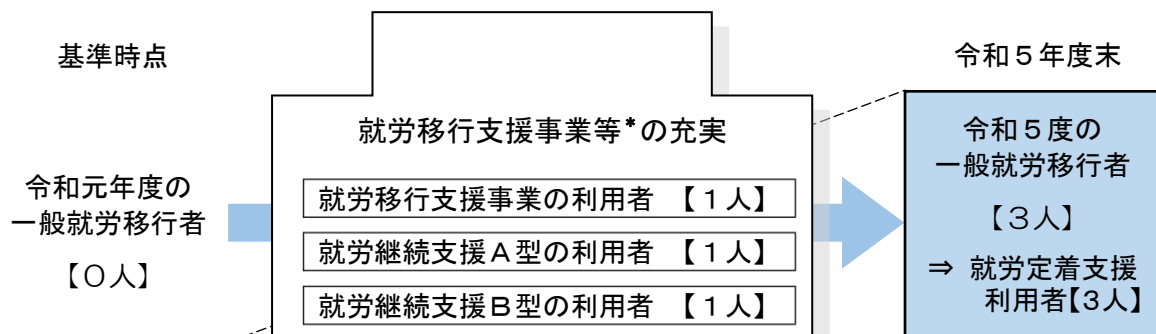
オ) 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者

項目	第6期 目標値	考え方
<b>【目標値】 就労定着支援事業の利用率</b>	10割 (3人/3人)	7割以上

カ) 就労定着支援事業の就労定着率\*

項目	第6期 目標値	考え方
<b>【目標値】 就労定着率8割以上の事業所の割合</b>	— (0事業所/0事業所)	7割以上

\* 就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合



\* 就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

**【第2期計画の成果目標の設定】**

<b>【国の基本指針】</b>		
○児童発達支援センターの整備	⇒ 令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置	
○保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	⇒ 令和5年度末までに各市町村において利用できる体制を構築	
○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	⇒ 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上確保	
○重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	⇒ 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上確保	
○医療的ケア児のための協議の場の設置	⇒ 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上設置	

**ア) 児童発達支援センターの整備**

項目	第2期 目標値	考え方
<b>【目標値】整備箇所数</b>	1箇所	昭和町単独

**イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築**

項目	第2期 目標値	考え方
<b>【目標値】体制の構築</b>	1箇所	昭和町単独

**ウ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備**

項目	第2期 目標値	考え方
<b>【目標値】事業所数</b>	1箇所	圏域で協議

**エ) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備**

項目	第2期 目標値	考え方
<b>【目標値】事業所数</b>	1箇所	圏域で協議

オ) 医療的ケア児のための協議の場の設置

項目	第2期 目標値	考え方
【目標値】設置箇所数	1箇所	圏域で設置済み
【目標値】コーディネーター数	1人	昭和町単独

(5) 相談支援体制の充実・強化等 **【新規】**

相談支援体制の充実・強化等について、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

**【第6期計画の成果目標の設定】**

<b>【国の基本指針】</b> ○令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
---

項目	第6期 目標値	考え方
【目標値】基幹相談支援センター等の設置	1箇所	中央市・昭和町で共同設置済み

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 **【新規】**

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

**【第6期計画の成果目標の設定】**

<b>【国の基本指針】</b> ○令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
---

項目	第6期 目標値	考え方
【目標値】研修参加を促す取組み	1回/年	昭和町単独
【目標値】審査エラー内容分析結果を活用した取組み	1回/年	

## 第4章 サービス量の見込みと確保の方策

### 1 指定障がい福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

##### 【見込み方】

平成30年度から令和元年度の実績の増減率を算出し、その増減率が令和5年度まで継続すると想定し、見込み量を算出しています。ただし、平成30年度から令和元年度の増減率が大きい「同行援護」「行動援護」は、平成29年度から令和元年度の3か年分の増減率で算出しています。

なお、他圏域での見込み量は、大きな増減はないと想定し、令和元年度の実績を各年度の見込値としています。

#### ①居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが障がいのある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる支援を行います。

#### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいのある人で、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

#### ③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び移動時に同行し、必要となる排せつや食事等の介護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

#### ④行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難があり常時介護を要する人が行動する際に、危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排せつや食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

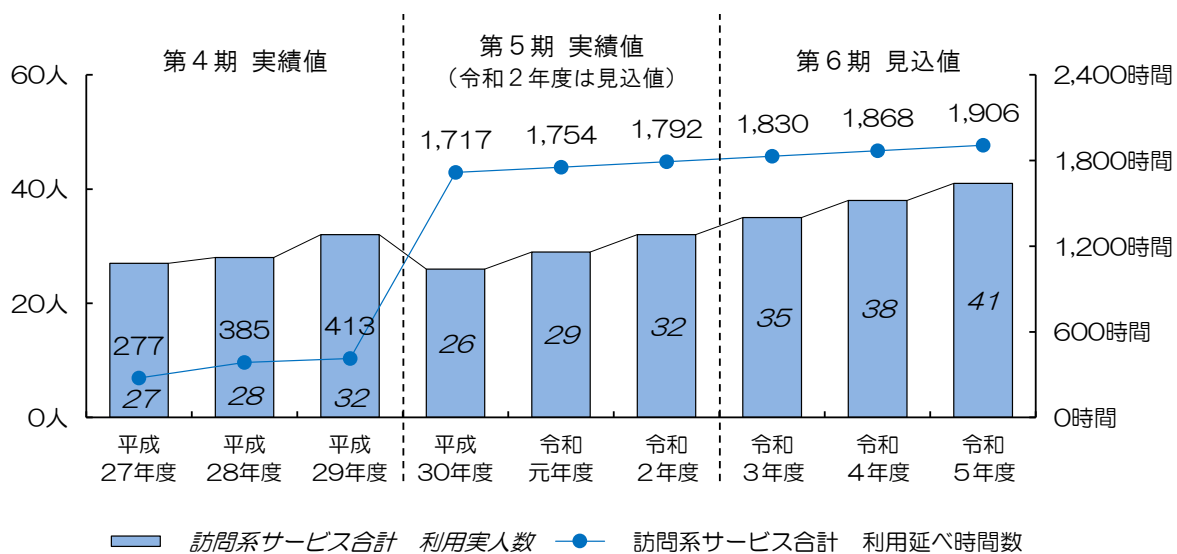
#### ⑤重度障がい者等包括支援

障がいの程度が重く意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要する人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難がある人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月当たり)

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	利用 延べ時間 (時間分)	見込値	477	478	479	1,830	1,868	1,906
		実績値	1,717	1,754	1,792			
		実施率	360.0%	367.0%	374.1%			
	利用 実人数 (人)	見込値	30	30	30	35	38	41
		実績値	26	29	32			
		実施率	86.7%	96.7%	106.7%			



**【訪問系サービスの必要な見込み量確保のための方策】**

- (1) 障がいのある人 及び 当事者団体に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供の充実を図り、訪問系サービスの利用促進に努めます。
- (2) 基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障がい者や重度の障がい者に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所の障がい福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- (3) 就業していないホームヘルパー資格等を持つ人や、地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保の支援に努めます。
- (4) 県で実施されるホームヘルパー研修等の情報提供を積極的に行います。また、基幹相談支援センターと連携して障がい理解の研修会等を実施し、障がい種別ごとのニーズに対応したより質の高いサービスが提供できるように図ります。
- (5) 困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めます。
- (6) 基幹相談支援センターを軸として相談支援事業所と連携し、サービス利用の希望者へ障がいの程度に応じた必要な訪問系サービス提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【見込み方】

平成30年度から令和元年度の実績の増減率を算出し、その増減率が令和5年度まで継続すると想定し、見込み量を算出しています。ただし、平成30年度から令和元年度の間増減率が大きい「生活介護」「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」は、平成29年度から令和元年度の3か年分の増減率で算出しています。また、「自立訓練(生活訓練)」は増減率による算出では、マイナス値になるため、令和元年度の実績を継続しています。

なお、他圏域での見込み量は、大きな増減はないと想定し、令和元年度の実績を各年度の見込値としています。

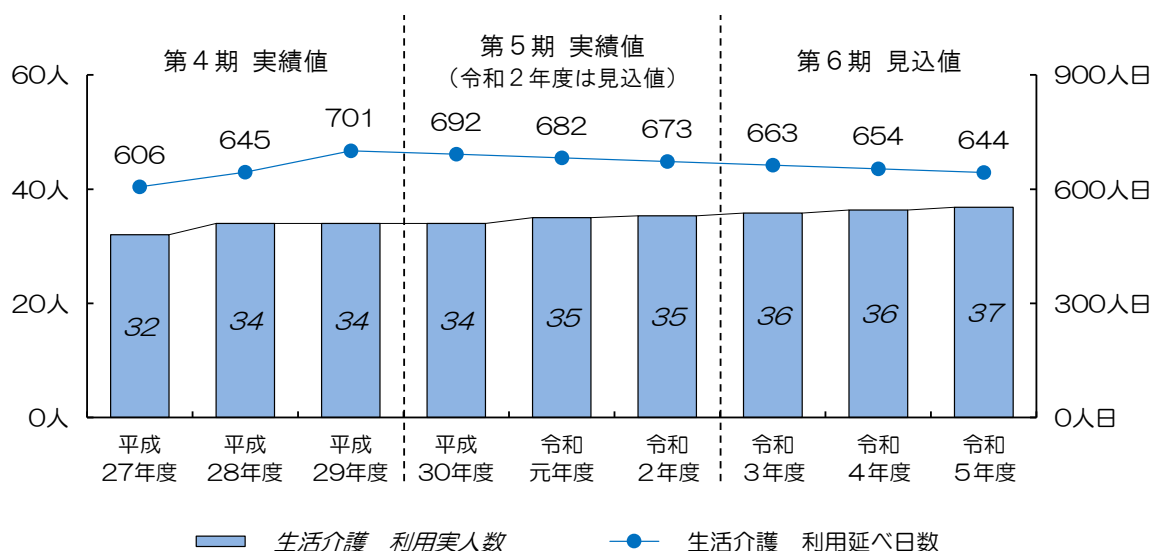
①生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を要する障がいのある人が、障害者支援施設等として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を受けるサービスです。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月当たり)

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用延べ日数(人日分)	見込値	707	727	748	663	654	644
		実績値	692	682	673			
		実施率	97.9%	93.8%	90.0%			
	利用実人数(人)	見込値	36	36	36	36	36	37
		実績値	34	35	35			
		実施率	94.4%	97.2%	97.2%			



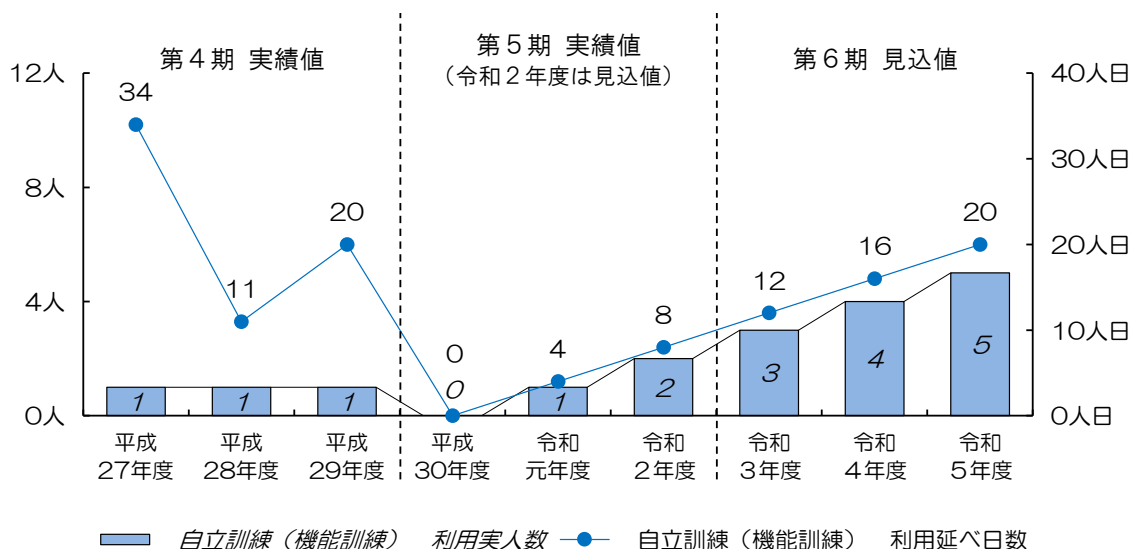


②自立訓練(機能訓練)

医療機関を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。利用期限が1年6か月と定められています。

【第5期実績値と第6期見込値】

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	利用 延べ日数 (人日分)	見込値	22	22	22	12	16	20
		実績値	0	4	8			
		実施率	0.0%	18.2%	36.4%			
	利用 実人数 (人)	見込値	1	1	1	3	4	5
		実績値	0	1	2			
		実施率	0.0%	100.0%	200.0%			

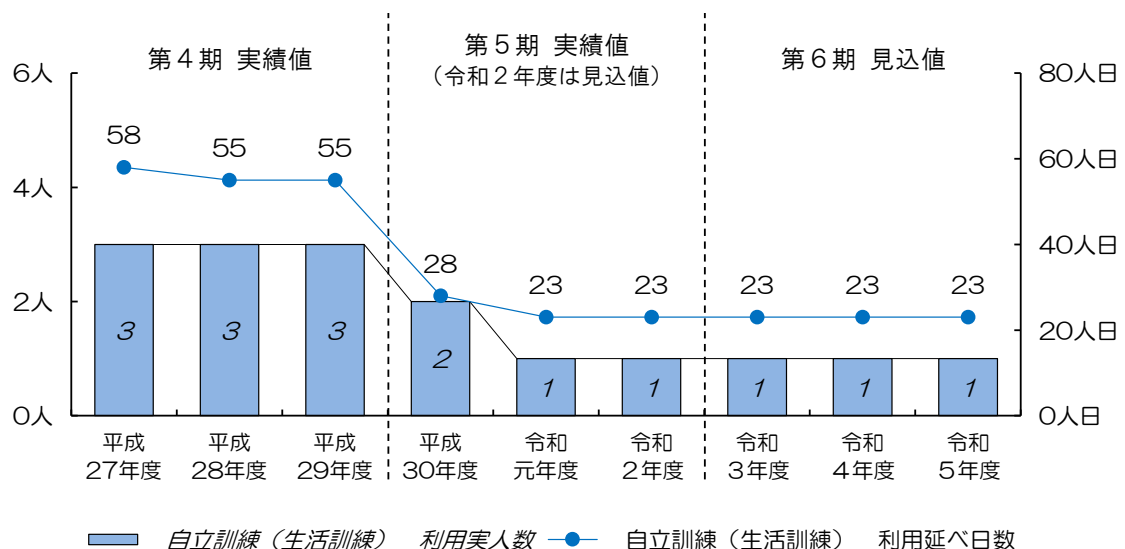


③自立訓練(生活訓練)

医療機関や施設を退院・退所した人や特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人や精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。利用期限が2年間、長期間入院者等は3年間と定められています。

【第5期実績値と第6期見込値】

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	利用延べ日数 (人日分)	見込値	48	48	48	23	23	23
		実績値	28	23	23			
		実施率	58.3%	47.9%	47.9%			
	利用実人数 (人)	見込値	3	3	3	1	1	1
		実績値	2	1	1			
		実施率	66.7%	33.3%	33.3%			

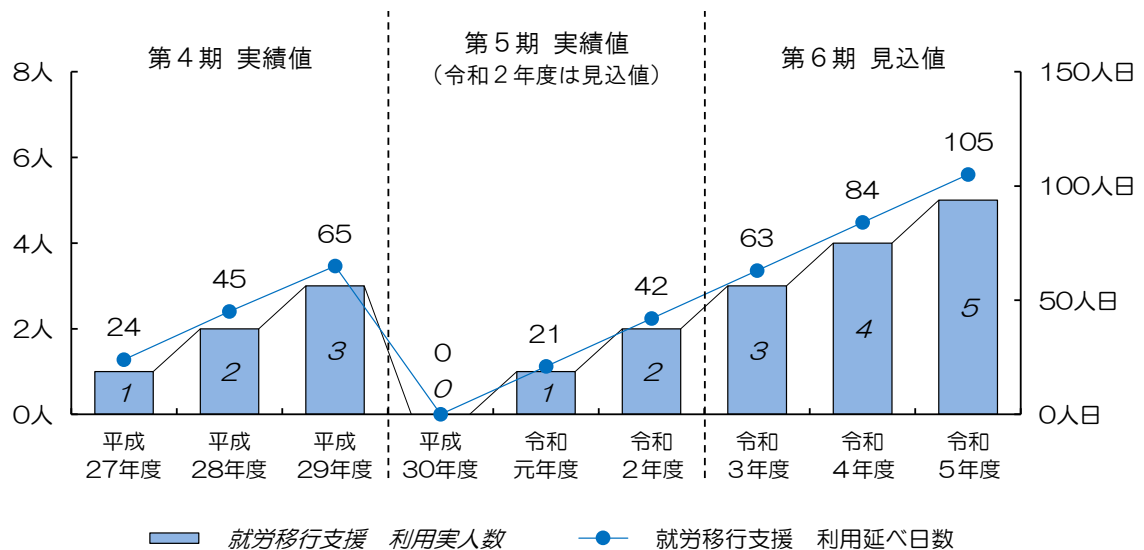


④就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識 及び 能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間 または 5年間です。

【第5期実績値と第6期見込値】

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用延べ日数(人日分)	見込値	71	71	71	63	84	105
		実績値	0	21	42			
		実施率	0.0%	29.6%	59.2%			
	利用実人数(人)	見込値	5	5	5	3	4	5
		実績値	0	1	2			
		実施率	0.0%	20.0%	40.0%			

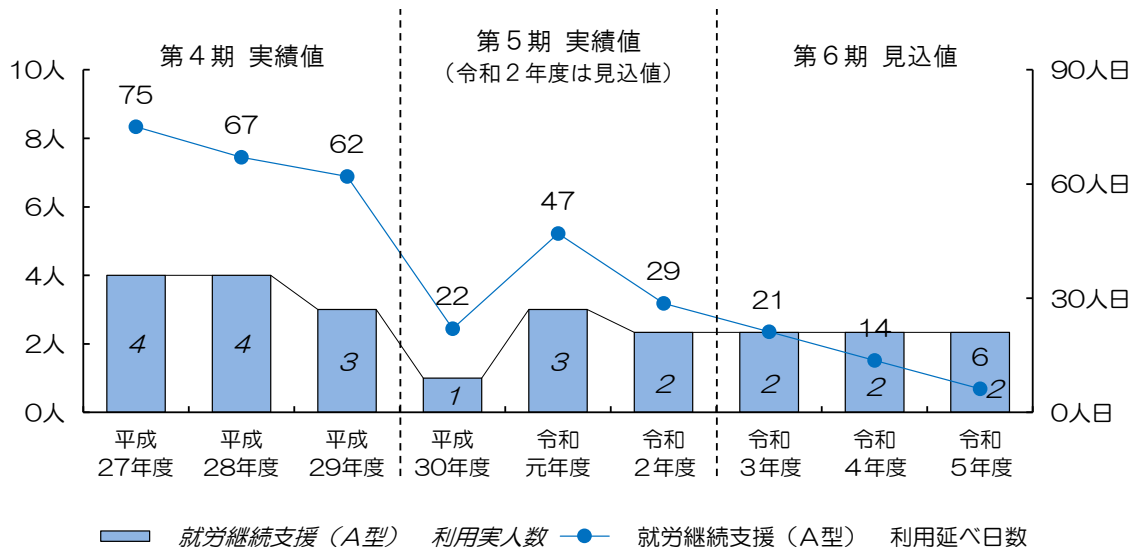


⑤就労継続支援(A型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【第5期実績値と第6期見込値】

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A型)	利用延べ日数(人日分)	見込値	61	61	61	21	14	6
		実績値	22	47	29			
		実施率	36.1%	77.0%	47.5%			
	利用実人数(人)	見込値	3	3	3	2	2	2
		実績値	1	3	2			
		実施率	33.3%	100.0%	66.7%			



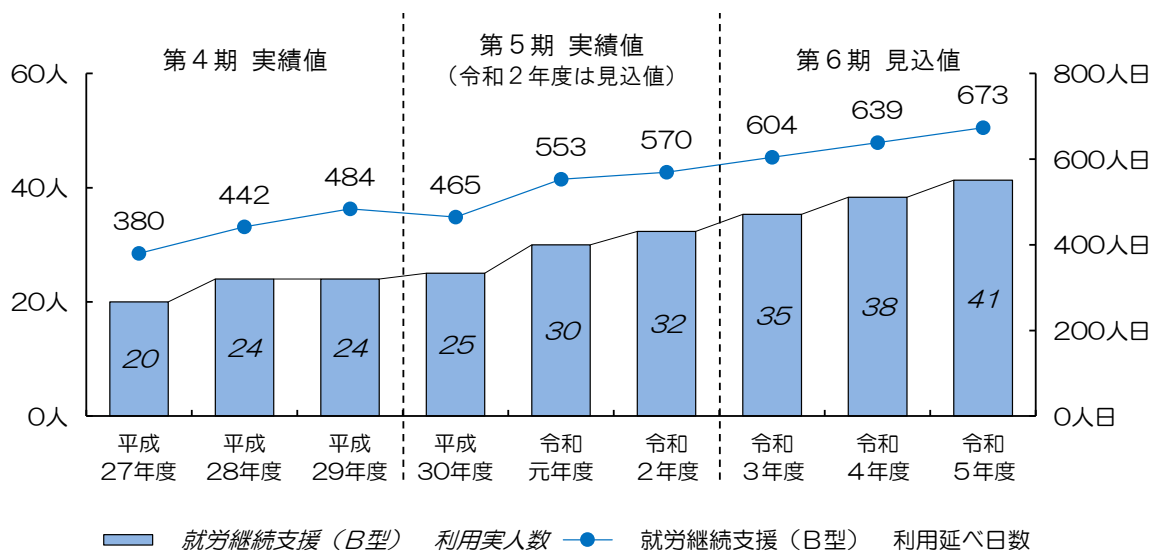
⑥就労継続支援(B型)

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月当たり)

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(B型)	利用延べ日数(人日分)	見込値	539	539	539	604	639	673
		実績値	465	553	570			
		実施率	86.3%	102.6%	105.8%			
	利用実人数(人)	見込値	26	26	26	35	38	41
		実績値	25	30	32			
		実施率	96.2%	115.4%	123.1%			



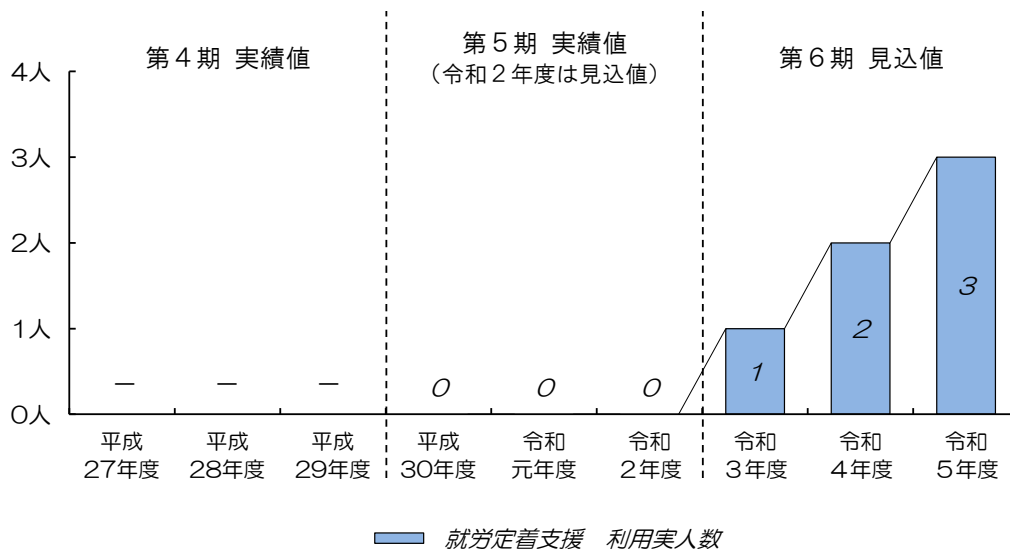
⑦就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月当たり)

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用実人数(人)	見込値	0	0	1	1	2	3
		実績値	0	0	0	/		
		実施率	-	-	0.0%			

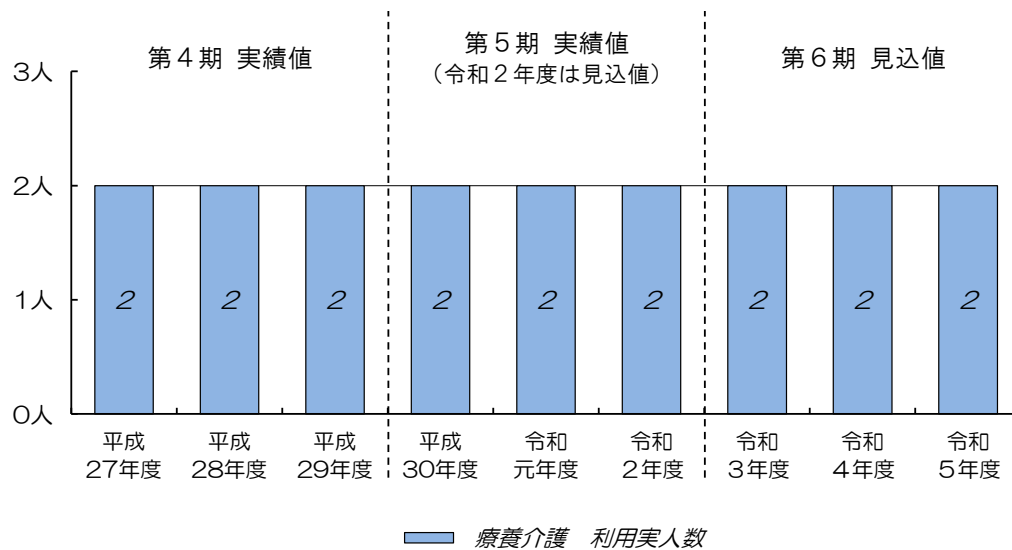


⑧療養介護

医療を要する障がいがあり常時介護を要する人に、主として昼間に医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理による介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

【第5期実績値と第6期見込値】

			第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
療養介護	利用 実人数 (人)	見込値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	/		
		実施率	100.0%	100.0%	100.0%			



⑨短期入所(福祉型)

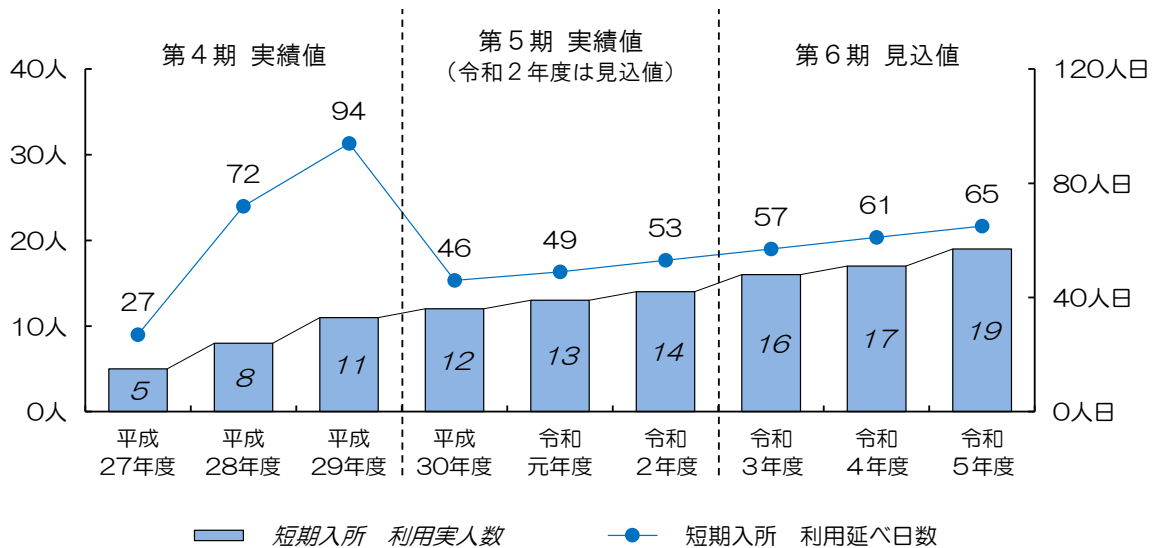
⑩短期入所(医療型)

障がいのある人が、居宅において介護を行う人の疾病 及び その他の理由等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所して入浴、排せつ 及び 食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設において実施する福祉型と、医療機関・介護老人保健施設において実施する医療型があります。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月当たり)

( )は医療型			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (ショートステイ)	利用延べ日数 (人日分)	見込値	86 (15)	92 (15)	97 (15)	57 (0)	61 (0)	65 (0)
		実績値	46 (1)	49 (0)	53 (0)			
		実施率	53.5% (6.7%)	53.3% (0.0%)	54.6% (0.0%)			
	利用実人数 (人)	見込値	10 (1)	12 (1)	13 (1)	16 (0)	17 (0)	19 (0)
		実績値	12 (1)	13 (0)	14 (0)			
		実施率	120.0% (100.0%)	108.3% (0.0%)	107.7% (0.0%)			





**【日中活動系サービスの必要な見込み量確保のための方策】**

- (1) 基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、利用者のニーズに応えられる多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- (2) 障がいのある人 及び 当事者団体に対して、日中活動系サービス内容や事業所に関する情報提供を積極的に行います。
- (3) 利用者のニーズを把握してサービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供に努めます。
- (4) 日中活動系サービスの一部は利用期限が定められているため、途切れることなく他のサービスによる支援ができるように努めます。
- (5) 特別支援学校の卒業生が、ニーズに応じたサービスを受けることができるよう、基幹相談支援センター、特別支援学校、相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関との連携を強化し、卒業生への適切なサービス提供に努めます。
- (6) 県、障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、就労移行支援事業者、民間企業など、就労関係団体・機関との連携をさらに強化し、自立支援協議会を中心としたネットワークの構築を進めます。
- (7) 就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、民間企業に対して、法定雇用率や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置等の情報提供を行います。
- (8) 短期入所については、利用が困難な状況にあるため、利用者や家族のニーズに対応できるよう、サービス提供の体制づくりを進めます。

### (3) 居住系サービス

#### 【見込み方】

第4期及び第5期の増減の傾向を基本に、施設入所者や退院可能な障がいのある人の地域移行を推進するため、令和元年の利用者数よりも「共同生活援助」は2名増、「施設入所者支援」は2名減で見込んでいます。「自立生活援助」については、第5期の実績及びひとり暮らしの移行者が見込めないため、0人としています。

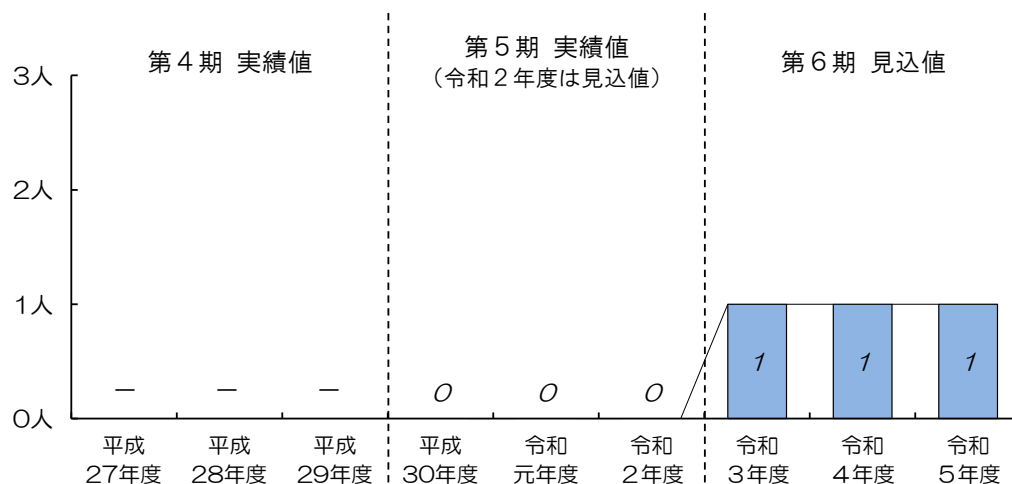
#### ①自立生活援助

施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、ひとり暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

#### 【第5期実績値と第6期見込値】

(月当たり)

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用実人数(人)	見込値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	/		
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%			

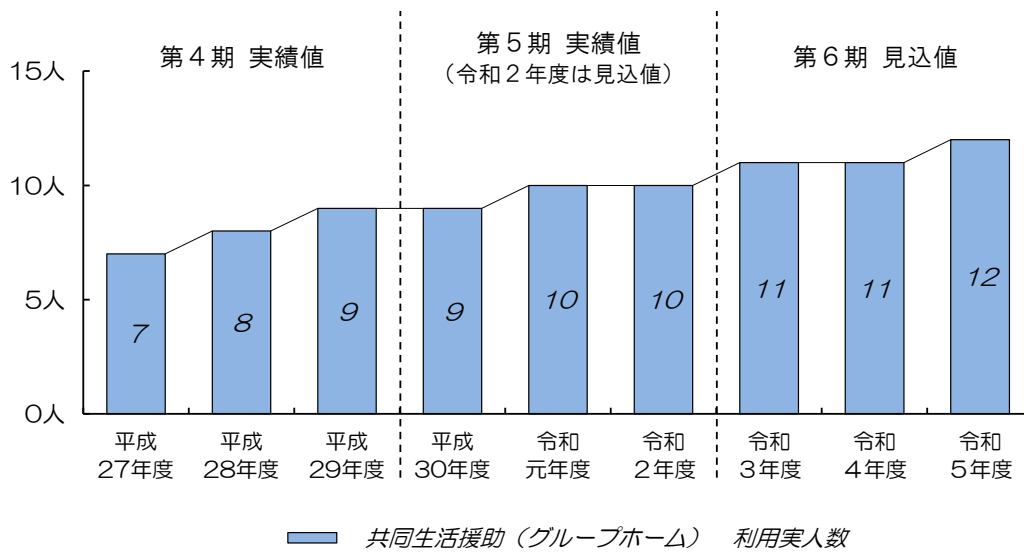


②共同生活援助(グループホーム)

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。

【第5期実績値と第6期見込値】

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用 実人数 (人)	見込値	10	10	10	11	11	12
		実績値	9	10	10	/		
		実施率	90.0%	100.0%	100.0%			

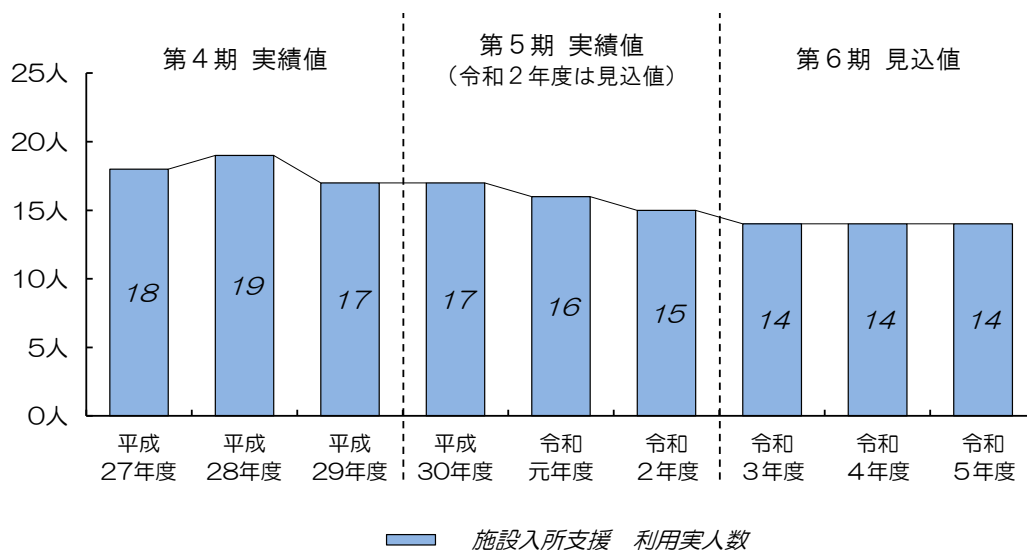


### ③施設入所支援

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。

【第5期実績値と第6期見込値】

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用実人数(人)	見込値	18	18	18	14	14	14
		実績値	17	16	15			
		実施率	94.4%	88.9%	83.3%			



**【居住系サービスの必要な見込み量確保のための方策】**

- (1) 居住系サービスの施設整備は、県及び中北圏域の市町と協議しながら推進していきます。また、地域住民の障がい理解を促進するために啓発や周知に努めます。
- (2) 精神障がい者のグループホームについて、医療機関や社会復帰施設等を運営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- (3) 施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- (4) 施設入所者や入院している障がいのある人等が円滑に地域移行するために、基幹相談支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。
- (5) 入所者の決定については、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の受け入れを今後も優先していきます。
- (6) 中北圏域の市町や利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。

## (4) 相談支援

### 【見込み方】

平成30年度から令和元年度の実績の増減率を算出し、その増減率が令和5年度まで継続すると想定し、見込み量を算出しています。ただし、平成30年度から令和元年度が増減率が大きい「計画相談支援」「地域定着支援」は、平成29年度から令和元年度の3か年分の増減率で算出しています。

なお、他圏域での見込み量は、大きな増減はないと想定し、令和元年度の実績を各年度の見込値としています。

#### ①計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人 または 障がい児の保護者を対象に、障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

#### ②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人 または 病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

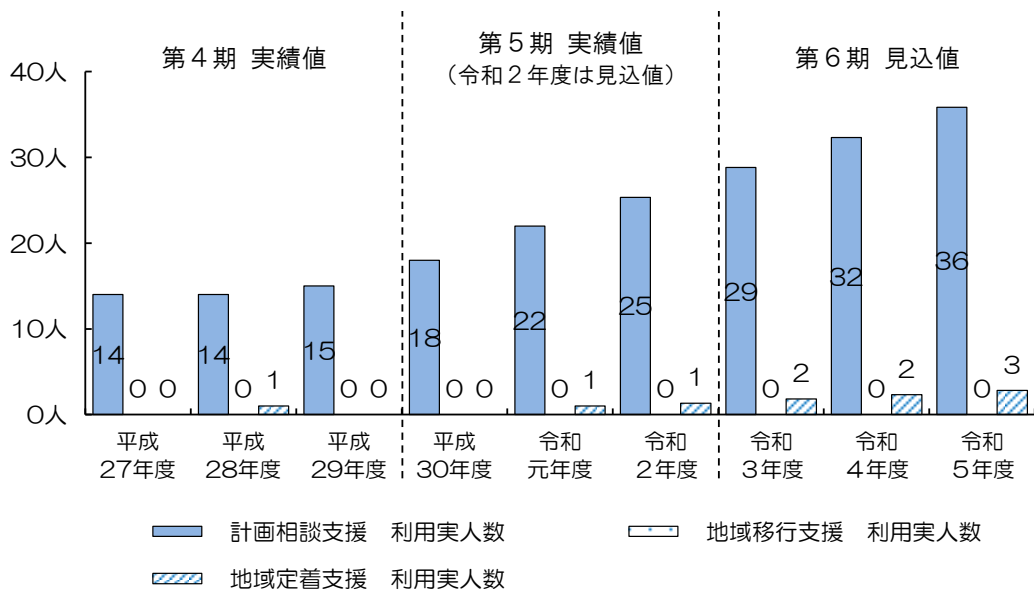
#### ③地域定着支援

自宅において、家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けられない障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に関する相談やその他必要な支援を行います。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月当たり)

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用実人数(人)	見込値	18	18	18	29	32	36
		実績値	18	22	25			
		実施率	100.0%	122.2%	138.9%			
地域移行支援	利用実人数(人)	見込値	1	1	1	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%			
地域定着支援	利用実人数(人)	見込値	1	1	1	2	2	3
		実績値	0	1	1			
		実施率	0.0%	100.0%	100.0%			



**【相談支援の必要な見込み量確保のための方策】**

- (1) 障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、体制の充実を働きかけます。
- (2) 医療機関からの退院者 及び 福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行・定着できるよう、県と連携しながら、相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努め、退院者・退所者を重点的に支援します。
- (3) 施設入所者や入院している障がいのある人等が円滑に地域移行・地域定着するために、基幹相談支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。



## 2 地域生活支援事業

### (1) 地域生活支援事業の概要

#### <目的>

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を、効率的・効果的に実施することを目的としています。

#### <事業内容>

地域生活支援事業には、実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがあります。第6期計画期間においても、第5期までと同様、必須事業と7つの任意事業で実施していきます。

#### <費用負担>

地域生活支援事業の係る費用は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担します。また、実施主体である市町村の判断で利用料（利用者の負担）を求めることができます。

地域生活支援事業として、本町で実施する事業は次のとおりです。

必須事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①理解促進研修・啓発事業</li> <li>②自発的活動支援事業</li> <li>③相談支援事業</li> <li>④成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業</li> <li>⑤意思疎通支援事業</li> <li>⑥日常生活用具給付等事業</li> <li>⑦手話奉仕員養成研修事業</li> <li>⑧移動支援事業</li> <li>⑨地域活動支援センター事業</li> </ul>
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①更生訓練費等給付事業</li> <li>②訪問入浴サービス事業</li> <li>③施設入所者就職支度金給付事業</li> <li>④声の広報発行事業</li> <li>⑤日中一時支援事業</li> <li>⑥自動車運転免許取得費助成事業／自動車改造費助成事業</li> <li>⑦障がい者情報バリアフリー化支援（社会参加推進）事業</li> </ul>

## (2) 必須事業

### ①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる“社会的障壁”を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

### ②自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

### ③相談支援事業

障がいのある人や保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援護を行います。なお、今後は町と基幹相談支援センターを中心に相談支援にあたります。

**対象者** 手帳の有無にかかわらずニーズのある人

**利用料** 無料

### ④-1 成年後見制度利用支援事業

自分で十分判断のできない人の財産管理や福祉サービスの契約等において、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用および後見人への報酬の助成を行います。

### ④-2 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業です。

成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、事業については県からの助言を受けながら、広域での実施も含め検討していきます。

### ⑤意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能等の障がいのために、意思疎通を図ることが困難な人に対し、手話通訳者等の派遣を行います。

**対象者** 聴覚に障がいがあり、意思の疎通を図ることに支障がある人等

**利用料** 無料

### ⑥日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に利用できる、実用性のある用具を給付・貸与します。

**対象者** 当該用具を必要とする重度障がい者  
(本人または世帯員のいずれかの人が市町村民税所得割額 46 万円以上の場合は対象外)

**利用料** 原則として基準額または購入金額の 10%

**軽減策** 生活保護世帯は、無料  
低所得 1 (住民税非課税世帯で年収が 80 万円以下) の人は基準額または購入金額の 3%  
低所得 2 (住民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない場合) の人は基準額または購入金額の 5%

### ⑦手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者等との交流活動の促進並びに広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

## ⑧移動支援事業

社会生活上不可欠な外出、および余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

<b>対象者</b>	障がい福祉サービスの「行動援護」、「同行援護」、「重度訪問介護」の対象者でない人 町が援護の実施者となっているグループホームおよびケアホームの利用者 この事業による支援が必要と認められる人（発達障がい児者等）		
<b>利用料</b>	<b>区分</b>	<b>年間利用 100 時間以下</b>	<b>年間利用 100 時間を超えた部分</b>
	生活保護世帯	無料	無料
	住民税非課税世帯	報酬単価から算定した 事業費の3%	報酬単価から算定した 事業費の10%
	住民税課税世帯	報酬単価から算定した 事業費の5%	報酬単価から算定した 事業費の10%

## ⑨地域活動支援センター事業

### ◆基礎的事業（必須事業）

利用者に対して、創作的活動、生産活動の機会の提供等、町の実情に応じた支援を行います。

### ◆強化事業（任意事業）

#### 《Ⅰ型》

専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発活動を実施します。

#### 《Ⅱ型》

地域において、雇用、就労が困難な在宅の障がいのある人に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

#### 《Ⅲ型》

障がいのある人の援護対策として、地域の障がい者団体が実施する通所による援護事業の実績が、おおむね5年以上あり、安定的な運営が図られている法人格を取得したところで実施します。

**対象者** 心身に障がいがあり、当事業の利用が必要であると認められる人

### (3) 任意事業

#### ① 更生訓練費等給付事業

就労移行支援事業・自立訓練事業を利用する人に対し、更生訓練費を支給することで、その社会復帰の促進を図ります。

**対象者** 生活保護受給者または住民税非課税世帯の人

#### ② 訪問入浴サービス事業

身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護で、週1回、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

**対象者** 訪問入浴サービス事業を利用しないと入浴が困難な在宅の身体障がい者

**利用料** 事業所報酬単価の10%

#### ③ 施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

**対象者** 就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用し、就職等する人

**就職支度金の支給** 支給対象者の申請に基づき、金品で支給（支給額は、36,000円）

#### ④ 声の広報発行事業

活字から情報を得るのに困難な視覚障がい者に対し、年12回発行の「広報しょうわ」および年4回発行の「私たちのしょうわ町議会」の音声化テープを送付し、町および町議会の情報を提供するとともに視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。

**対象者** 文字による情報の入手が困難な視覚障がい者等

**利用料** 無料

### ⑤日中一時支援事業

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障がいのある人の日中における活動の場を提供し、家族の就労支援および日常的に介護をしている家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人を見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

<b>対象者</b>	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者 この事業による支援が必要と認められる人（発達障がい児者等）
<b>利用料</b>	生活保護世帯：無料 住民税非課税世帯：報酬単価から算定した事業費の3%を負担 住民税課税世帯：報酬単価から算定した事業費の5%を負担

### ⑥自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

#### 【自動車運転免許取得費助成事業】

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

<b>対象者</b>	身体障害者手帳の交付を受けている人で、障がいの程度が1級または2級の人（体幹機能に障がいがある人は3級以上、下肢機能に障がいがある人は4級以上） 道路交通法規則第23条に規定する適性試験に合格した人
<b>助成額</b>	自動車教習所で免許の取得に要した経費の3分の2以内（10万円が限度）

#### 【自動車改造費助成事業】

自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

<b>対象者</b>	身体障害者手帳の交付を受けている人で、上肢または体幹機能障がい1級または2級の人、下肢機能障がい3級以上の人 就労等社会経済活動への参加のため、自分で所有する自動車を改造する必要がある人等
<b>助成額</b>	自動車の改造に要する経費（10万円が限度）

### ⑦障がい者情報バリアフリー化支援（社会参加推進）事業（町単独事業）

視覚または上肢機能に障がいのある人が、パソコンを使用する際に必要となる周辺機器やソフト等を購入するための費用の一部を補助します。

<b>対象者</b>	在宅の視覚障がいまたは上肢機能障がいにより、身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた人で、情報機器の使用により社会参加が見込まれる人 前年の所得税課税所得金額が、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人
<b>利用料</b>	機器等の購入に要した費用の3分の2以内（10万円が上限）の助成限度額を超えた分

地域生活支援事業の第5期実績

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実施箇所数	実利用数	実施箇所数	実利用数	実施箇所見込数	実利用見込数
<b>(1) 相談支援事業</b>						
①障害者相談支援事業	1	/	1	/	1	/
<b>基幹相談支援センター</b> ※設置の有無を記載	設置		設置		設置	
②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	実施		実施		実施	
③住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	実施		未実施		未実施	
<b>(2) 成年後見制度利用支援事業</b>	/	1	/	1	/	1
<b>(3) 意思疎通支援事業</b>						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	7	/	19	/	9
②手話通訳者設置事業 ※実設置数を記載	0	/	0	/	0	/
<b>(4) 日常生活用具給付等事業</b> ※給付等件数を記載						
①介護・訓練支援用具	/	1	/	0	/	1
②自立生活支援用具	/	2	/	0	/	2
③在宅療養等支援用具	/	1	/	0	/	2
④情報・意思疎通支援用具	/	14	/	14	/	11
⑤排泄管理支援用具	/	133	/	157	/	172
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	/	0	/	0	/	1
<b>(5) 移動支援事業</b> ※「実利用数」欄に、 上段：実利用数、下段：延べ利用時間数を記載	/	23 2,577	/	21 2,523	/	25 2,054
<b>(6) 地域活動支援センター事業</b> ※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	1 1	4 1	1 2	10 3	1 2	10 3
<b>(7) その他の事業</b>						
①更正訓練費等給付事業	/	0	/	0	/	1
②訪問入浴サービス事業	/	0	/	0	/	1
③施設入所者就職支度金給付事業	/	0	/	0	/	1
④声の広報発行事業	/	7	/	7	/	7
⑤日中一時支援事業 ※「実利用数」欄に、 上段：実利用数、下段：延べ利用時間数を記載	17 17	31 5,624	20 20	32 5,000	19 19	30 5,148
⑥自動車運転免許取得費・改造費助成事業	/	0	/	0	/	1
⑦障害者情報バリアフリー化支援事業	/	0	/	0	/	1



地域生活支援事業の第6期の見込み

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所 見込数	実利用 見込数	実施箇所 見込数	実利用 見込数	実施箇所 見込数	実利用 見込数
<b>(1) 相談支援事業</b>						
①障害者相談支援事業	1	/	1	/	1	/
<b>基幹相談支援センター</b> ※設置見込の有無を記載	設置		設置		設置	
②市町村相談支援機能強化事業 ※実施見込の有無を記載	実施		実施		実施	
③住宅入居等支援事業 ※実施見込の有無を記載	未実施		未実施		未実施	
<b>(2) 成年後見制度利用支援事業</b>	/	1	/	1	/	1
<b>(3) 意思疎通支援事業</b>						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	11	/	11	/	11
②手話通訳者設置事業 ※実設置見込数を記載	0	/	0	/	0	/
<b>(4) 日常生活用具給付等事業</b> ※給付等見込件数を記載						
①介護・訓練支援用具	/	1	/	1	/	1
②自立生活支援用具	/	2	/	2	/	2
③在宅療養等支援用具	/	1	/	1	/	1
④情報・意思疎通支援用具	/	13	/	13	/	13
⑤排泄管理支援用具	/	160	/	160	/	160
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	/	1	/	1	/	1
<b>(5) 移動支援事業</b> ※「実利用見込数」欄に、上段：実利用見込数、 下段：延べ利用時間見込数を記載	/	23 2,384	/	24 2,487	/	25 2,596
<b>(6) 地域活動支援センター事業</b> ※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用 する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に 他市町村分を記載	1 2	10 3	1 2	10 3	1 2	10 3
<b>(7) その他の事業</b>						
①更正訓練費等給付事業	/	1	/	1	/	1
②訪問入浴サービス事業	/	1	/	1	/	1
③施設入所者就職支度金給付事業	/	1	/	1	/	1
④声の広報発行事業	/	7	/	7	/	1
⑤日中一時支援事業 ※「実利用見込数」欄に、上段：実利用見込 数、下段：延べ利用時間見込数を記載	20	31 5,257	21	32 5,426	22	33 5,595
⑥自動車運転免許取得費・改造費助成事業	/	1	/	1	/	1
⑦障害者情報バリアフリー化支援事業	/	1	/	1	/	1



**【地域生活支援事業の必要な見込み量確保のための方策】**

- (1) 基幹相談支援センターと福祉サービス事業所との連携を強化し、情報交換を密にしています。
- (2) 地域自立支援協議会では、地域課題の解決に向けた検討を行うとともに、より地域住民の参画が得られるようにしていきます。
- (3) 地域生活支援事業の内容や利用方法等を広く周知し、利用しやすい体制づくりに努めます。
- (4) 成年後見制度の幅広い周知活動を実践し、当該事業の利用が適切な方の把握に努め、利用の促進を図ります。
- (5) 昭和町独自で実施することのできる事業については、利用者のニーズや地域自立支援協議会等の会合で出た意見を参考に、新規で実施するものや、縮小するもの等を検討していきます。

### 3 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス

#### 【見込み方】

平成30年度から令和元年度の実績の増減率を算出し、その増減率が令和5年度まで継続すると想定し、見込み量を算出しています。ただし、平成30年度から令和元年度の増減率が大きい「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障がい児相談支援」は、平成29年度から令和元年度の3か年分の増減率で算出し、3か年とも実績がないサービスは第6期計画期間においても0人と見込んでいます。

なお、他圏域での見込み量は、大きな増減はないと想定し、令和元年度の実績を各年度の見込値としています。

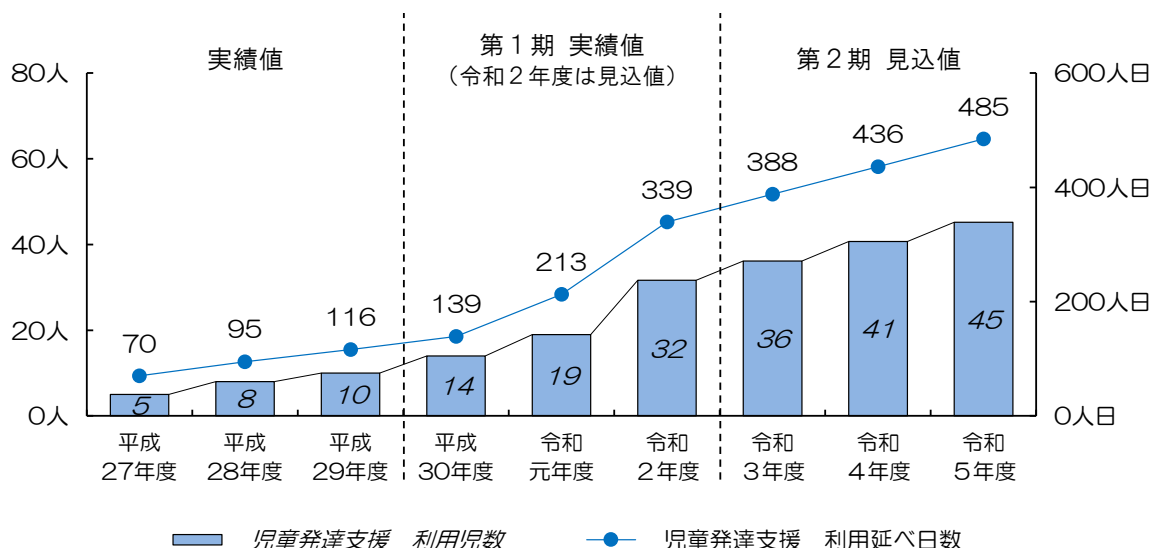
#### ①児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

#### 【第1期実績値と第2期見込値】

(月当たり)

			第1期			第2期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用延べ日数(人日分)	見込値	122	137	154	388	436	485
		実績値	139	213	339			
		実施率	326.2%	155.5%	220.1%			
	利用児数(人)	見込値	12	14	16	36	41	45
		実績値	14	19	32			
		実施率	325.0%	135.7%	200.0%			

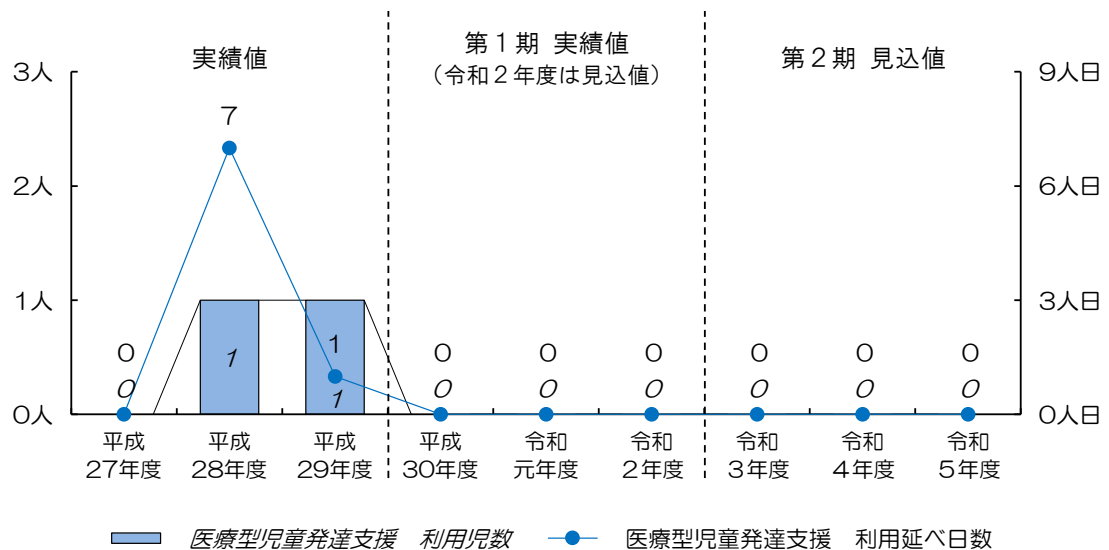


②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練 または 医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与 及び 集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

【第1期実績値と第2期見込値】

			第1期			第2期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用延べ日数(人日分)	見込値	2	2	2	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%			
	利用児数(人)	見込値	1	1	1	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%			

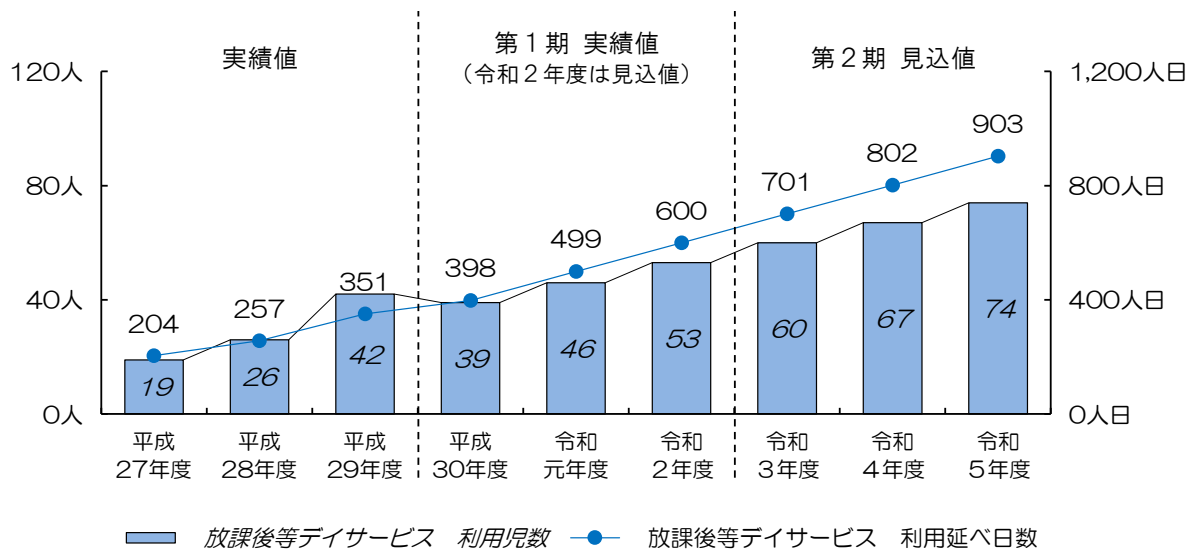


③放課後等デイサービス

学校就学中の発達に課題のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

【第1期実績値と第2期見込値】

			第1期			第2期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等 デイサービス	利用 延べ日数 (人日分)	見込値	369	380	391	701	802	903
		実績値	398	499	600			
		実施率	107.9%	131.3%	153.5%			
	利用児数 (人)	見込値	39	41	43	60	67	74
		実績値	39	46	53			
		実施率	100.0%	112.2%	123.3%			

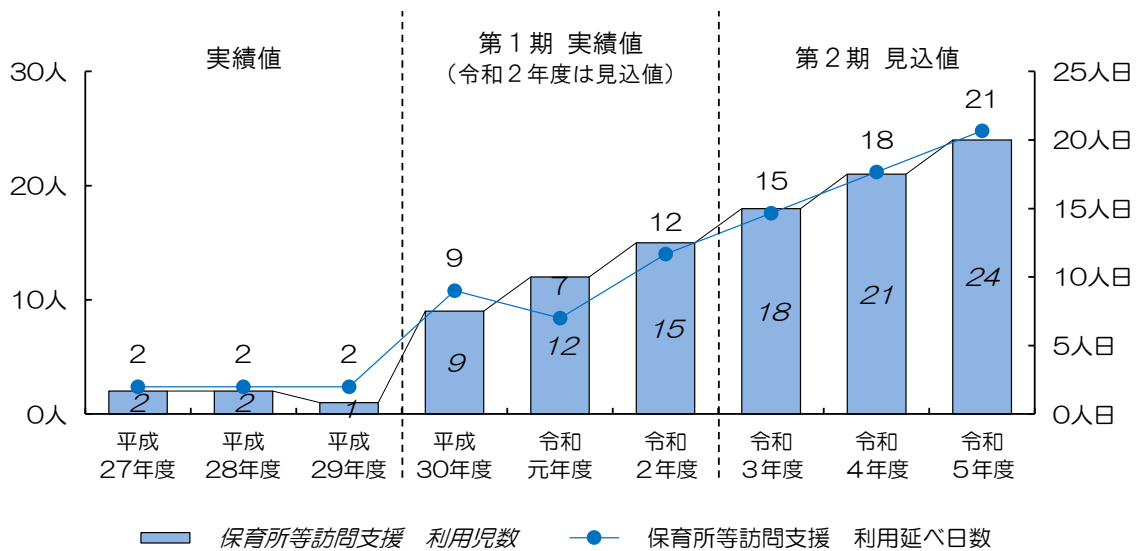


④保育所等訪問支援

発達に課題のある児童が通う幼稚園・保育所・小学校等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【第1期実績値と第2期見込値】

			第1期			第2期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用延べ日数(人日分)	見込値	2	2	2	15	18	21
		実績値	9	7	12			
		実施率	450.0%	350.0%	600.0%			
	利用児数(人)	見込値	2	2	2	18	21	24
		実績値	9	12	15			
		実施率	450.0%	600.0%	750.0%			

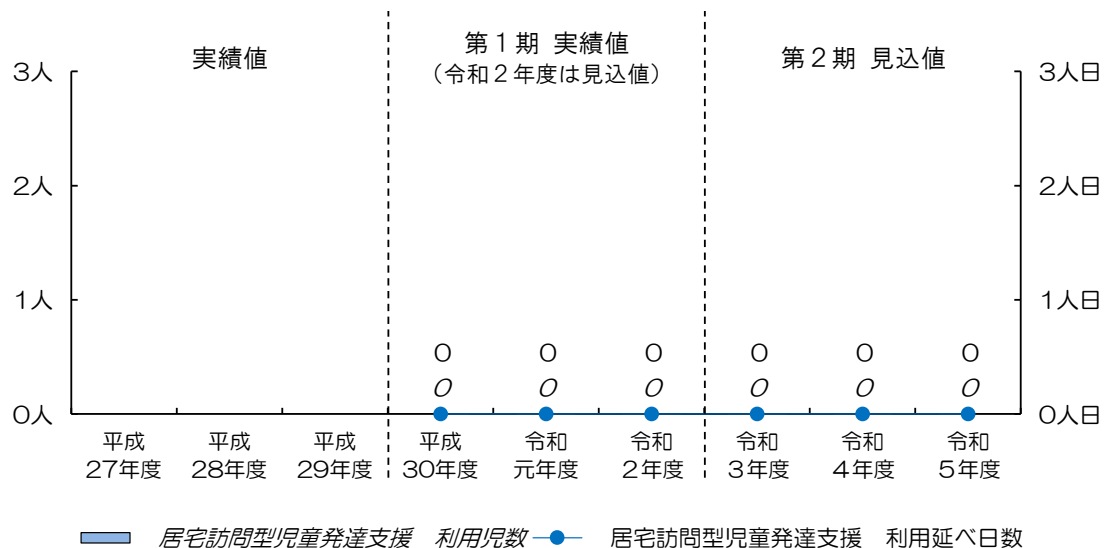


⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

【第1期実績値と第2期見込値】

			第1期			第2期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用延べ日数(人日分)	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	/		
		実施率	-	-	-			
	利用児数(人)	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	/		
		実施率	-	-	-			

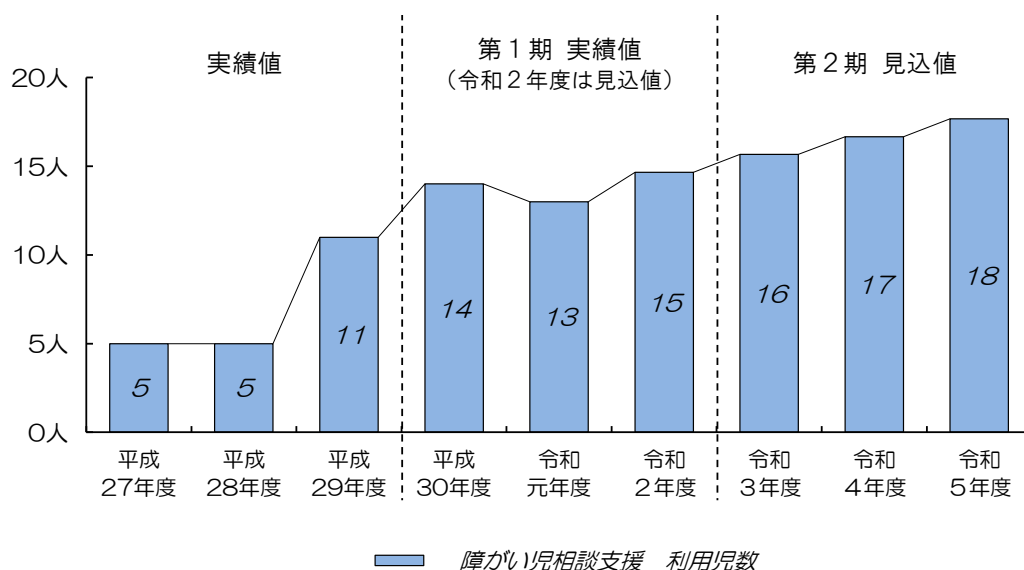


⑥障がい児相談支援

障がいのある児童に対して、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童 または その保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証 及び 計画の見直し等を行います。

【第1期実績値と第2期見込値】

			第1期			第2期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	利用児数(人)	見込値	11	12	13	16	17	18
		実績値	14	13	15			
		実施率	127.3%	108.3%	115.4%			



【障がい児支援の必要な見込み量確保のための方策】

- (1) いきいき健康課、教育委員会等と連携して、地域で生活する障がい児やその家族に対して継続的に支援を行います。
- (2) 基幹相談支援センターや各事業所と連携を図り、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、円滑な実施に向けたサービスの質の向上や人材育成の体制確保に努めます。
- (3) 個々の状況やニーズに応じた療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、情報提供を行います。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制の整備

#### (1) 計画の周知・啓発

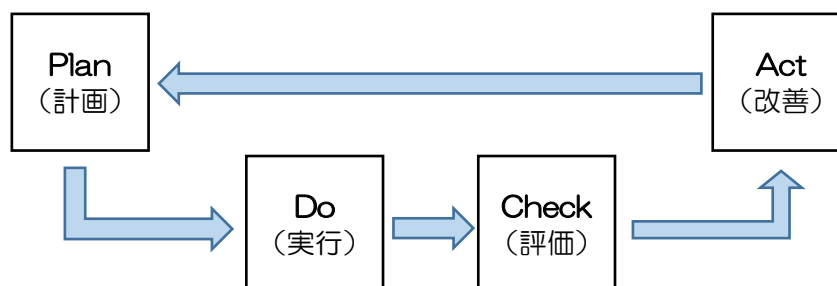
本計画は町が主体となって策定していますが、計画を推進するためには、障がい者施策の対象である町民やその家族の参画が必要不可欠です。また、障がいのない町民であっても、本人や家族、友人・知人がいつ障がいをもつことになるかわからないため、日頃から町の障がい者施策等に対して興味・関心をもっていることは大切なことです。そこで、本計画について町ホームページや広報紙等において広く周知を行い、町における取り組みや障がいに関する制度等に対する町民の理解を深める必要があります。

#### (2) 推進体制の構築

本計画は行政主導で推進され、計画期間中に数値目標の達成を目指します。また、福祉関係機関や障がい福祉サービス事業所といった、日頃から障がいのある方と接する機会のある方との連携を密にすることで、現場の状況を的確に把握し、現状に見合った有効性の高い計画の推進体制の構築を図ります。さらに、圏域内の市町村と広域連携をすることにより、町内だけでは不足しているサービスの確保に努めます。

#### (3) 計画の点検・評価

本計画が効果的に推進されているかどうかについては、PDCAサイクルに則って定期的な点検を行い、客観的な評価を行います。この点検・評価によって、取り組みが不足している施策や社会情勢の変化等に伴い見直しが必要な施策等を洗い出すことで、施策の有効性を確保します。また、町民にも広く結果を公表し、計画の推進体制の透明化を図ります。





**資料編**

**昭 和 町**  
**第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画**

令和3年3月

発行：昭和町 福祉介護課

〒409-3864 山梨県中巨摩郡昭和押越 616  
TEL：055-275-8784 FAX：055-275-6497